

山武市

子ども・子育て支援事業計画（全体案）

平成 26 年 11 月 会議用



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項	1
2. 計画の策定及び推進	3
3. 山武市の現状	4
4. 計画期間の人口フレームの推計	11
5. ニーズ調査結果	13
6. 山武市の子ども・子育て支援の課題	18
第2章 計画の基本的な方向	20
1. 基本理念	20
2. 基本視点	21
3. 基本目標	23
4. 施策の体系（案）	24
第3章 基本施策	25
第4章 子ども・子育て支援事業の推進	
（山武市子ども・子育て支援事業計画）	75
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	75
2. 教育・保育提供区域の設定	77
3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計	77
4. 教育・保育給付	79
5. 地域子ども・子育て支援事業	84
6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	93
7. 総合的な施策の推進	94
第5章 計画の推進	95
1. 関係機関等との連携	95
2. 計画の達成状況の点検・評価	95
3. 家庭・地域・事業者・市の役割	95

資料編（作成予定）

第 1 章 計画の策定にあたって

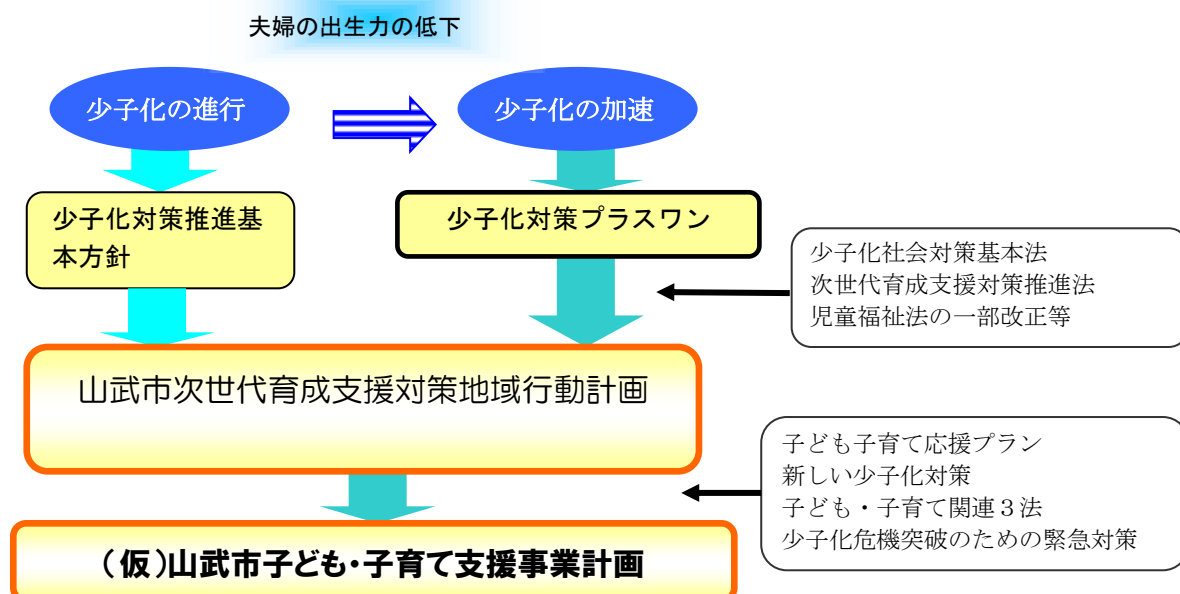
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

(1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成元年の 1.57 ショックを契機に取組みが本格化してきたと読み取れますが、少子化の進行になかなか歯止めがきかない状況が続いています。わが国の子どもの数（15 歳未満人口）は、平成 26 年 4 月 1 日現在 1,633 万人（総務省）となり、前年よりも 16 万人減少し、総人口（1 億 2,714 万人）に占める子どもの割合も 12.8%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的環境が変化するなか、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。このため、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。一方で、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、平成 36 年度までの法律の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。

●わが国の少子化対策の動向（まとめ）



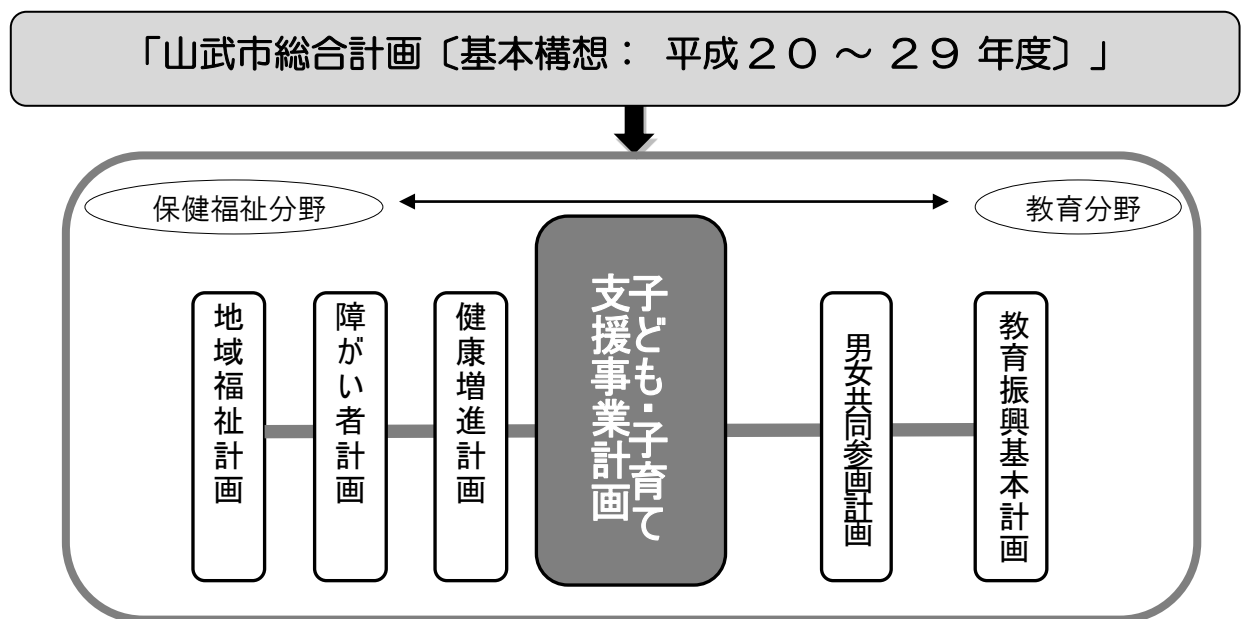
平成 18 年 3 月に成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の 3 町 1 村が合併し、「山武市」が誕生しました。平成 16 年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成 18 年度に「山武市」の計画として再編し、「山武市次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 21 年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。これらの計画期間における国の動向、山武市総合計画の策定やこども園化を進めてきたという市の経緯を踏まえ、これまでの次世代育成支援の取組みを点検して、「山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（２）計画の性格

「山武市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

この計画は、山武市の 18 歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等健康・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

● 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることが求められており、平成 27 年度当初から導入し、適切な運用を目指します。

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

●計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
本計画						
次期 計画					●見直し 及び策定	

2. 計画の策定及び推進

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「山武市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行います。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。本計画は、当会議及び関係課との連携を図りながら策定・推進します。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、様々なご意見を活かして計画策定の基礎資料としています。

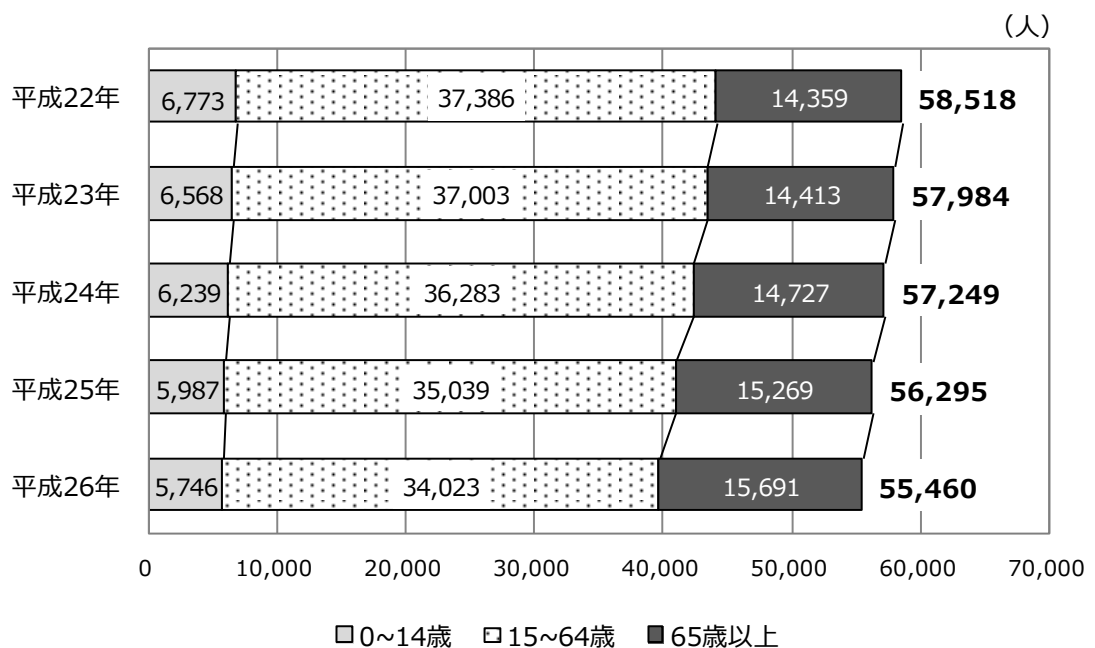
3. 山武市の現状

(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

① 人口・人口構成の状況

近年の本市の総人口は、平成22年は58,518人でしたが、平成26年は55,460人となっており、緩やかな減少傾向にあります。人口構成は、0～14歳の年少人口が徐々に減少しており、平成22年には6,773人だった人口が平成25年には6,000人を下回り、総人口に占める割合も平成26年は10.4%と減少しています。15～64歳の生産年齢人口も平成25年には36,000人を下回り、総人口に占める割合も平成22年の63.9%から平成26年は61.3%と少なくなっています。一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成26年には28.3%となり、少子化・高齢化の進行がみてとれます。

●人口の動き（各年4月1日現在）



(%)

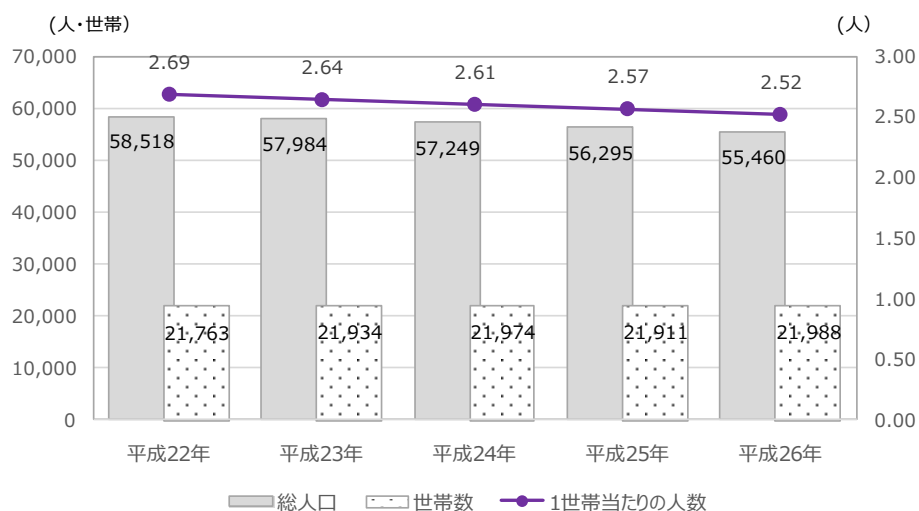
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	11.6	11.3	10.9	10.6	10.4
15～64 歳	63.9	63.8	63.4	62.2	61.3
65 歳以上	24.5	24.9	25.7	27.1	28.3

(登録人口)

② 世帯数及び1世帯当りの人員の推移

世帯数は微増を続け、平成22年の21,763世帯から平成26年には21,988世帯となっています。総人口が微減していることから、1世帯当りの人員は減少し、平成22年の2.69人から平成26年は2.52人へと、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

●世帯数の動向（各年4月1日現在）



(登録人口)

●世帯構造（国勢調査）

(世帯)

	総数	親族のみの世帯	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
一般世帯数	19,274	15,115	11,083	9,086	208	3,884
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,639	1,623	981	642	16	0
	100.0%	99.0%	60.4%	39.6%	1.0%	0.0%
	(8.5%)					
18歳未満親族のいる一般世帯数	4,863	4,806	2,950	1,856	52	5
	100.0%	98.8%	61.4%	38.6%	1.1%	0.1%
	(25.2%)					
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	1,997	-	-	-	-	-
1世帯当たり親族人数(人)	2.88	3.35	2.86	4.70	3.20	1.00

※ ()内は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合

(平成22年国勢調査)

③ 人口動態

人口動態は、出生数の減少による自然減と、転入者の減少による社会減の人口動態となっています。出生数は平成 22 年には 314 人でしたが、平成 23 年以降は 300 人を下回っており、平成 25 年は 281 人となっています。合計特殊出生率は、平成 23 年と平成 24 年に 1.04 と低下しましたが、平成 25 年は 1.08 と微増しています。

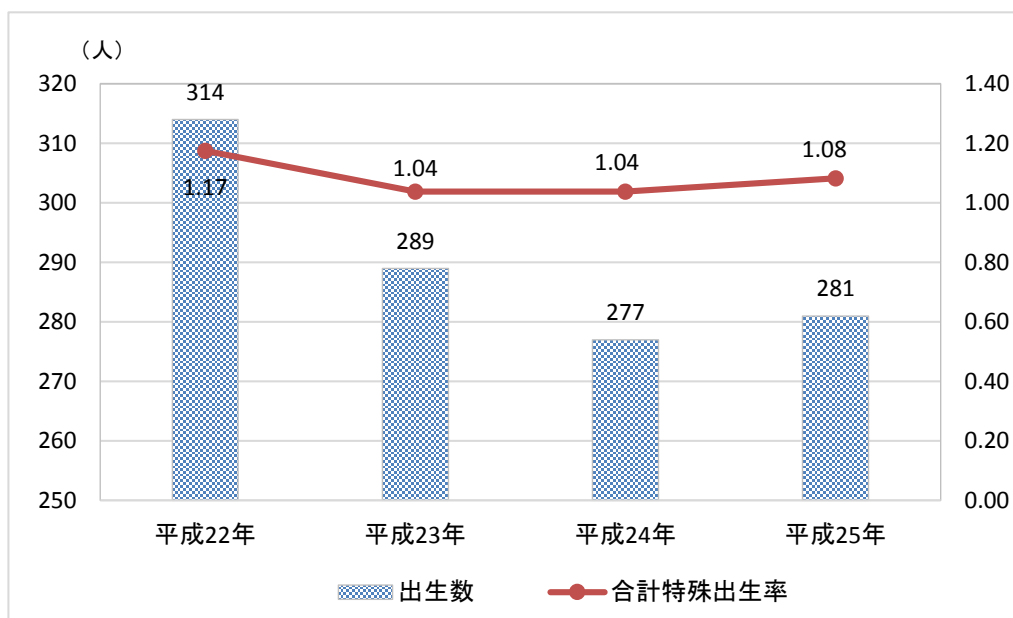
社会動態では、転出数は平成 22 年が 1,666 人でしたが、それ以降年々減少しており、平成 25 年は 1,342 人となっています。

●自然動態及び社会動態

	自然増減			社会増減			(人) 人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 22 年	314	660	△ 346	1,666	1,766	△ 100	△ 446
平成 23 年	289	764	△ 475	1,532	1,771	△ 239	△ 714
平成 24 年	277	699	△ 422	1,416	1,717	△ 301	△ 723
平成 25 年	281	731	△ 450	1,342	1,756	△ 414	△ 864

(人口動態調査・住民基本台帳)

●出生数の動向



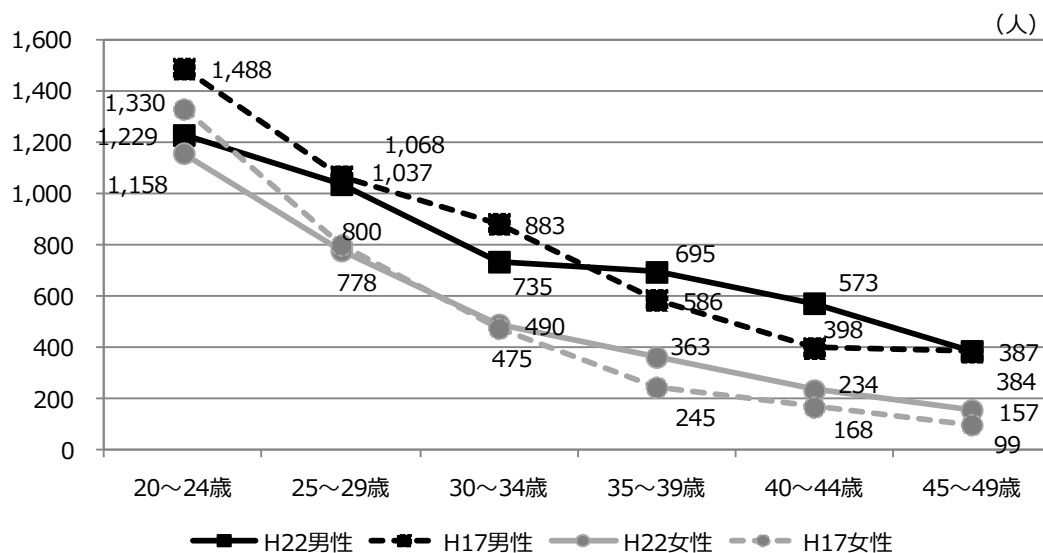
(住民基本台帳・人口動態調査)

※合計特殊出生率とは、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものです。

④ 未婚者数

未婚者数は、男女ともに 35～39 歳、40～44 歳で増加しています。

● 年齢別未婚者数

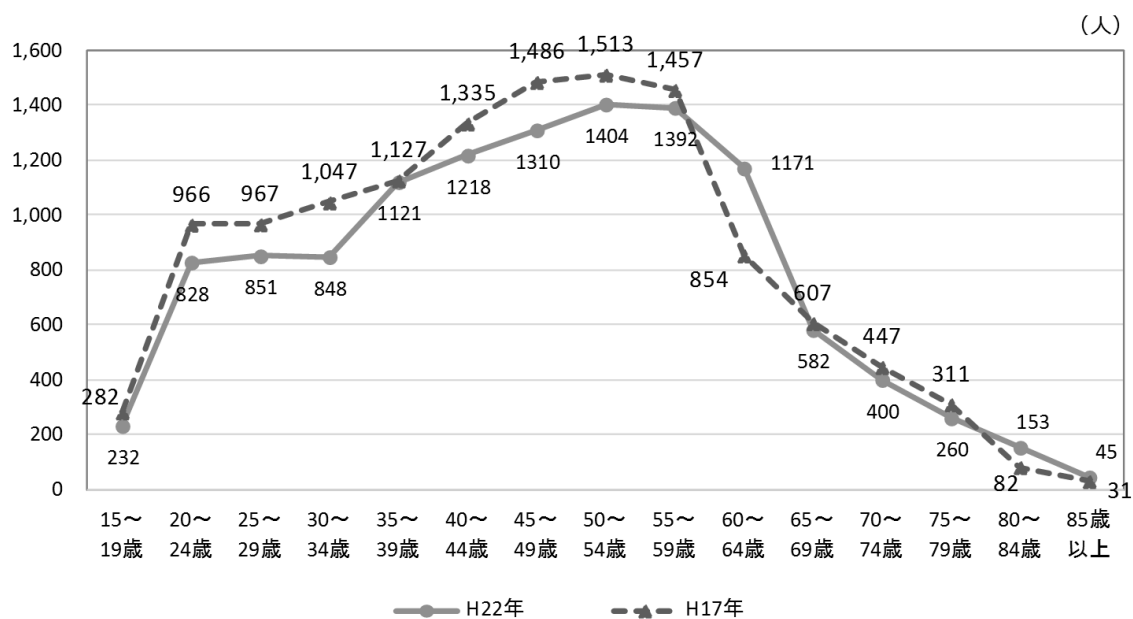


(平成 22 年国勢調査)

⑤ 女性の就業者数

女性の就業者数は、全体的に減少していますが、60～64 歳と 80～84 歳の就業者数は増加しています。

● 年齢別女性の就業者数



(国勢調査)

(2) 子育て家庭と子どもの状況

① 年少人口（14 歳以下）

1 歳ごとの年少児童人口は、4 歳・5 歳の人口はほぼ横ばいですが、その他の年齢は年々微減傾向にあり、全体としては緩やかに少子化が進行していることがうかがえます。

● 年齢別児童数

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	326	320	298	266	285
1 歳	354	338	333	317	270
2 歳	406	359	345	331	314
3 歳	363	417	360	347	339
4 歳	353	371	416	355	345
5 歳	407	352	376	410	354
6 歳	439	398	347	382	415
7 歳	416	433	403	351	376
8 歳	430	413	434	406	356
9 歳	488	437	411	434	407
10 歳	500	497	437	414	433
11 歳	535	503	499	440	413
12 歳	553	540	498	497	443
13 歳	639	548	539	497	496
14 歳	564	642	543	540	500
合 計	6,773	6,568	6,239	5,987	5,746

(登録人口 4 月 1 日現在)

● 平成 26 年 年齢別児童数

(人)

0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	合計
869	1,038	1,147	1,253	1,439	5,746

(登録人口 4 月 1 日現在)

② 地域別児童数（14 歳以下）

市内 4 圏域の地域別児童数（14 歳以下）は以下のとおりです。

●圏域別児童数（14 歳以下）

(人)

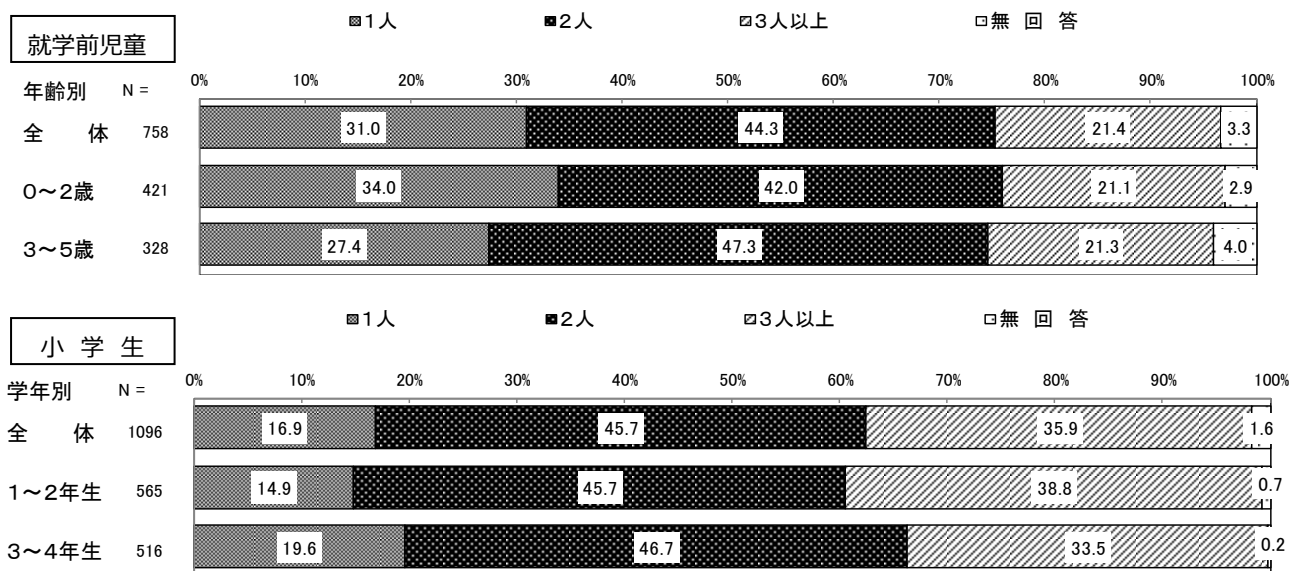
4 圏域	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
成東地区			2,694	2,617	
山武地区			1,910	1,803	
松尾地区			1,132	1,094	
蓮沼地区			503	473	

(登録人口 4 月 1 日現在)

③ 世帯の子ども数

ニーズ調査によると、世帯の子ども数は、就学前児童のいる世帯では、「2 人」が 44.3%と最も多く、兄弟姉妹の平均人数は 2.0 人です。小学生のいる世帯でも「2 人」が 45.7%と最も多く、就学前児童のいる世帯に比べ「3 人以上」の割合も高くなっており、兄弟姉妹の平均人数は 2.4 人です。

●世帯の子ども数



(平成 25 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

④ 子育て家庭の就労状況

子どものいる世帯の就労状況は、就学前児童の世帯は共働き世帯の割合が50%強、片働き世帯が30%強ですが、小学生の世帯では共働き世帯の割合が上昇し60%強で、片働き世帯は16%程度にとどまります。

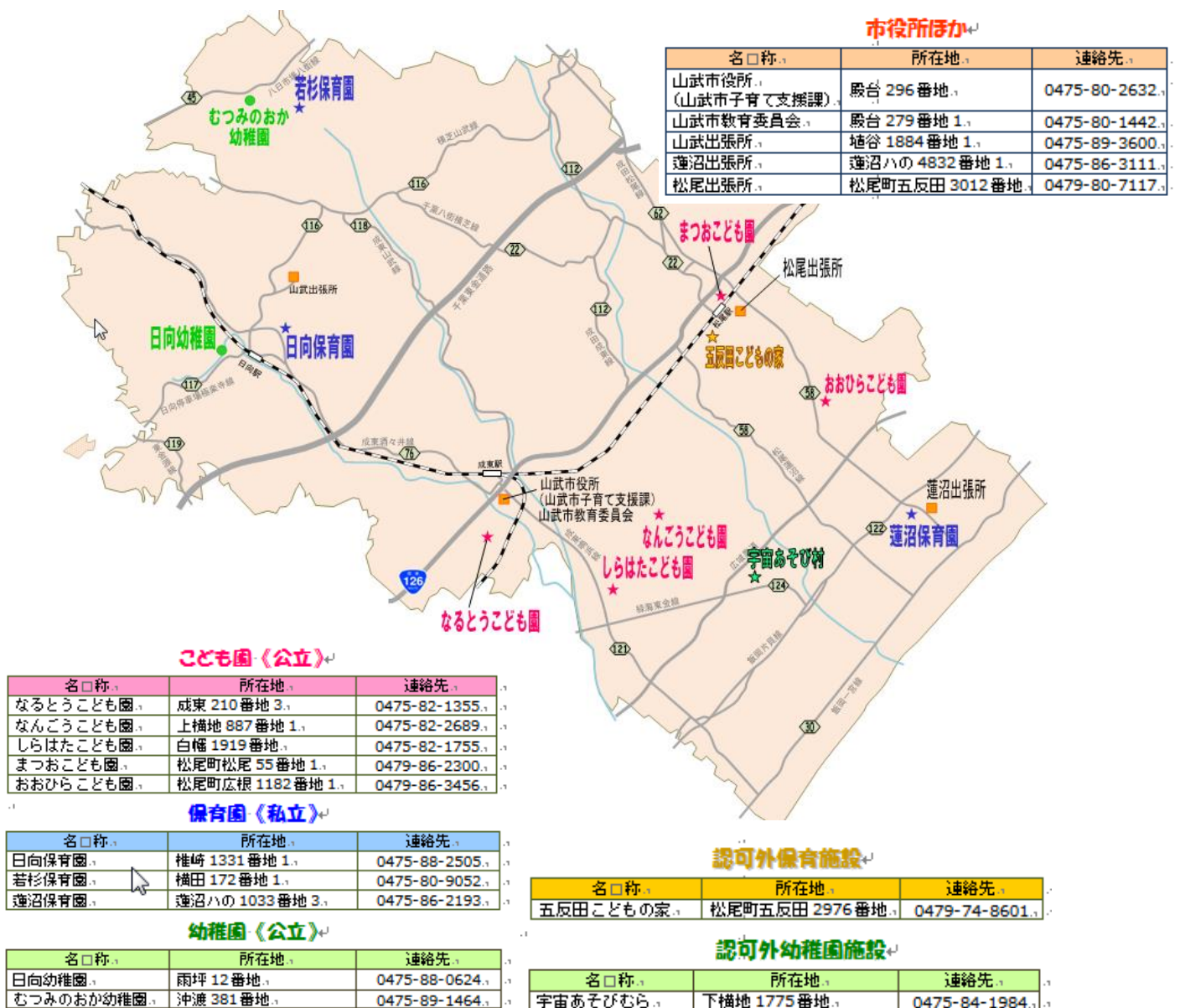
●保護者の就労状況

	共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯 (ひとり親世帯を含む)
就学前児童の世帯	51.4%	32.9%	15.7%
小学生の世帯	61.2%	16.5%	22.3%

(平成25年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

⑤ こども園・幼稚園・保育所の設置状況

現在のこども園・幼稚園・保育所の設置状況は以下の通りです。



4. 計画期間の人口フレームの推計

(1) 推計人口

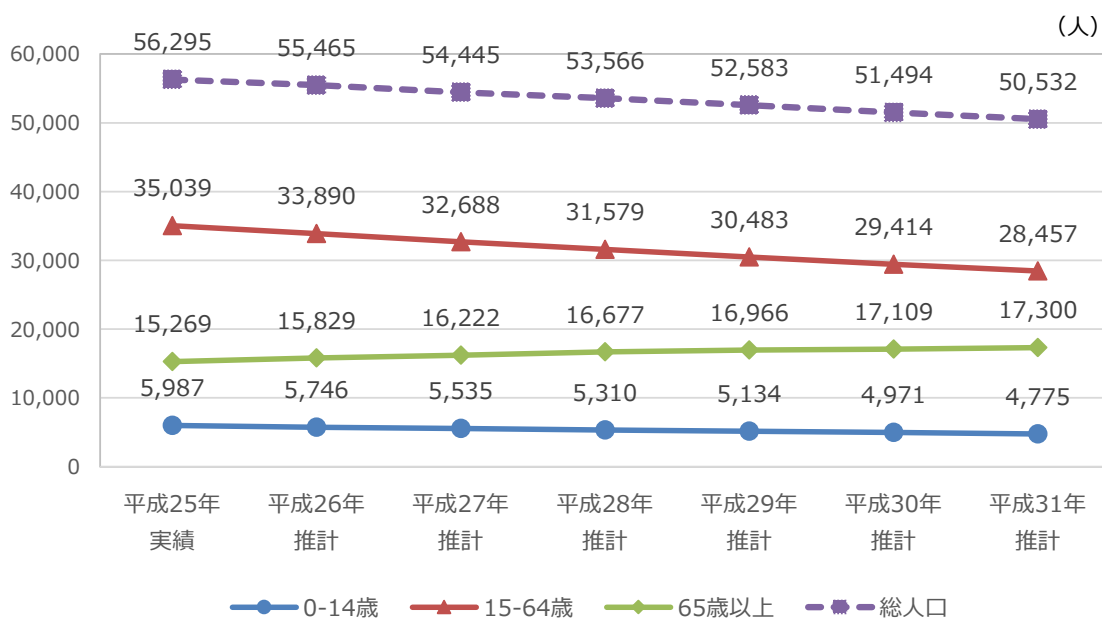
コーホート変化率法により、本市の平成24年と25年4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。

平成25年の実績人口56,295人から、平成31年は50,532人と10.2%の減少が推計されます。65歳以上人口が微増し、0～14歳人口が微減、15～64歳人口が23.1%減少することが見込まれます。

「コーホート変化率法」とは、

同じ年（または同じ期間）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

● 推計人口（各年4月1日現在）



(2) 推計児童人口

児童数は減少傾向が推計され、とくに就学前児童数は小学生児童数よりも減少することが見込まれます。平成 27 年は就学前児童 1,818 人、小学生 2,368 人で合計 4,186 人、平成 31 年は就学前児童 1,546 人、小学生 2,072 人で合計 3,618 人と推計され、計画期間に 13.6%の減少が見込まれます。

●年齢別推計児童数（各年 4 月 1 日現在）

《就学前》

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0～5 歳合計
平成 27 年	263 人	292 人	281 人	317 人	328 人	337 人	1,818 人
平成 28 年	249 人	280 人	290 人	283 人	312 人	323 人	1,737 人
平成 29 年	241 人	265 人	278 人	292 人	278 人	307 人	1,661 人
平成 30 年	231 人	257 人	263 人	280 人	287 人	273 人	1,591 人
平成 31 年	222 人	247 人	255 人	265 人	275 人	282 人	1,546 人

《小学生》

	6 歳児 (小 1)	7 歳児 (小 2)	8 歳児 (小 3)	9 歳児 (小 4)	10 歳児 (小 5)	11 歳児 (小 6)	6～11 歳 合計
平成 27 年	356 人	420 人	389 人	353 人	409 人	441 人	2,368 人
平成 28 年	343 人	360 人	423 人	389 人	355 人	412 人	2,282 人
平成 29 年	329 人	347 人	362 人	423 人	391 人	358 人	2,210 人
平成 30 年	313 人	333 人	349 人	362 人	425 人	394 人	2,176 人
平成 31 年	279 人	317 人	335 人	349 人	364 人	428 人	2,072 人

5. ニーズ調査結果

ニーズ調査を以下のとおり実施しました。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施概要

①調査方法 標本著差

②調査票配布・回収方法

郵送により配布（一部学校等での配布を含む）し、郵送で回収した。就学前児童及び小学生の子どもの保護者を対象に、就学前児童の内または小学生の内兄弟姉妹がいる場合は一番下の子どもについて、調査を実施した。

②調査票配布数・回収状況

	調査票配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童	1,640	758	46.2
小学生	1,360	1,096	80.6

③調査期間 平成 25 年 12 月 18 日（木）～ 平成 26 年 1 月 16 日（木）

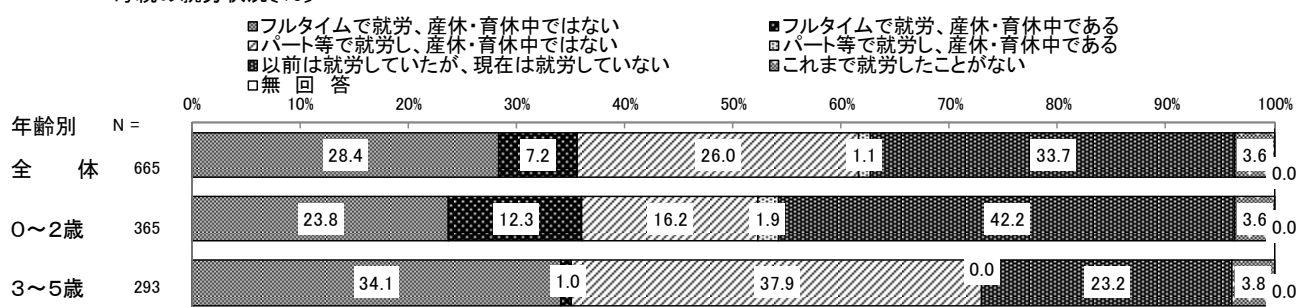
(1) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、0～2歳で最も多いのは「以前は就労していたが、現在は就労していない」で、子どもが3歳以上になると「パート等で就労し、産休・育休中でない」人の割合が多くなっています。

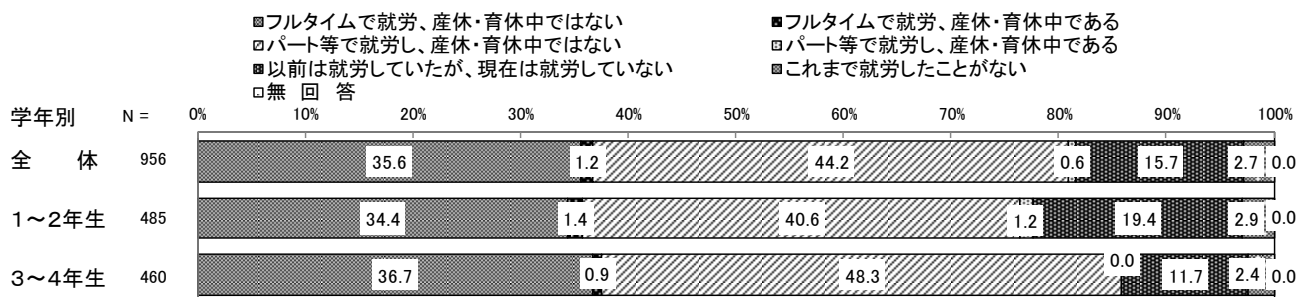
今後の就労スタイルでは、パート等で就労している母親は、パート等での就労継続を希望する人が多く、未就労の母親は、子どもが就学前と1～2年生では末の子どもがある程度の年齢になってから就労したいとする人が多くなっていますが、3～4年生になるとすぐにでも就労したいという回答が増えています。

●母親の就労状況

母親の就労状況[%]

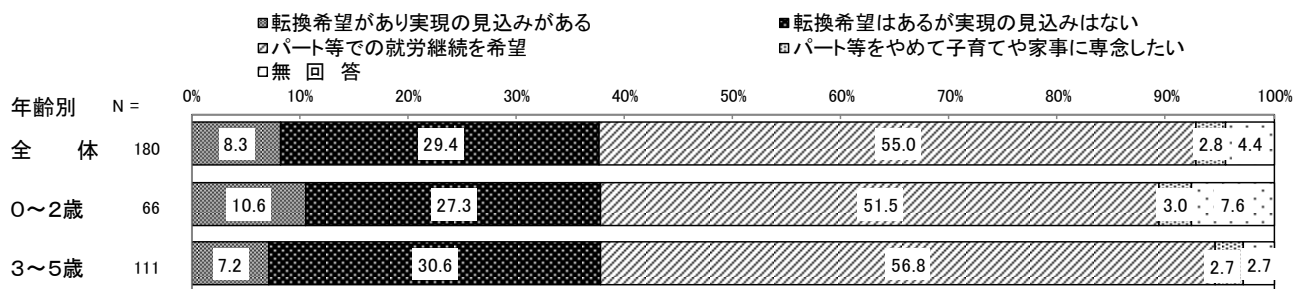


母親の就労状況[%]

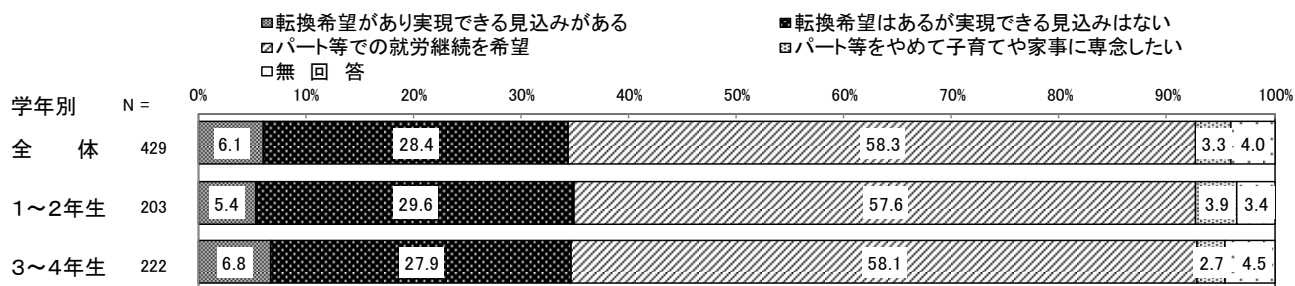


●母親の今後の就労意向

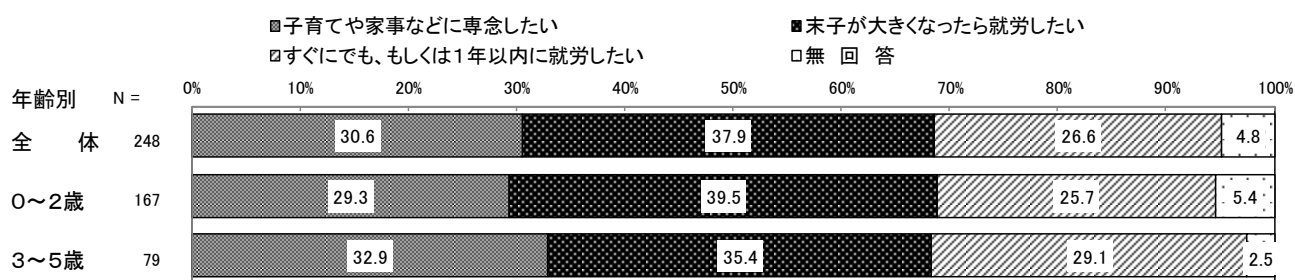
パート等の母親／フルタイムへの転換希望[%]



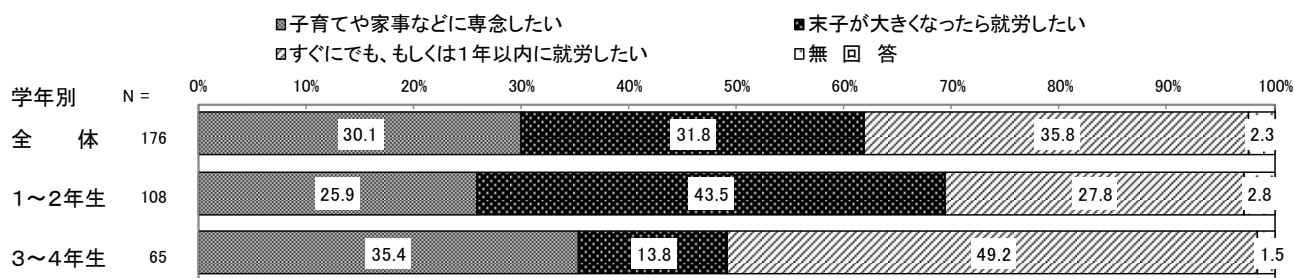
パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔%〕



未就労の母親／就労希望〔%〕



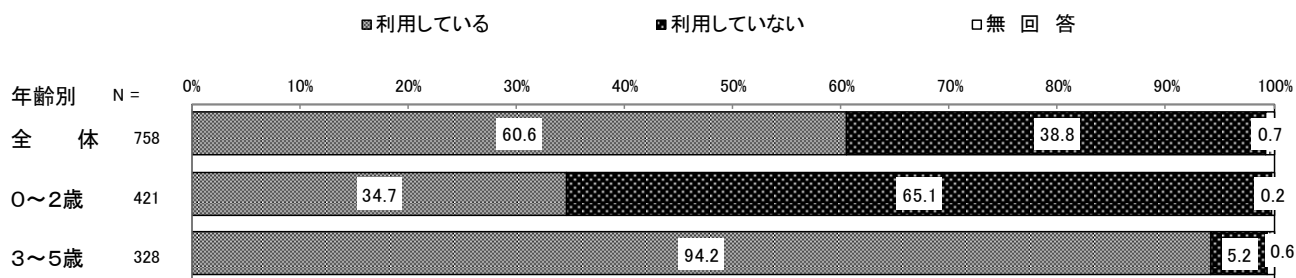
未就労の母親／就労希望〔%〕

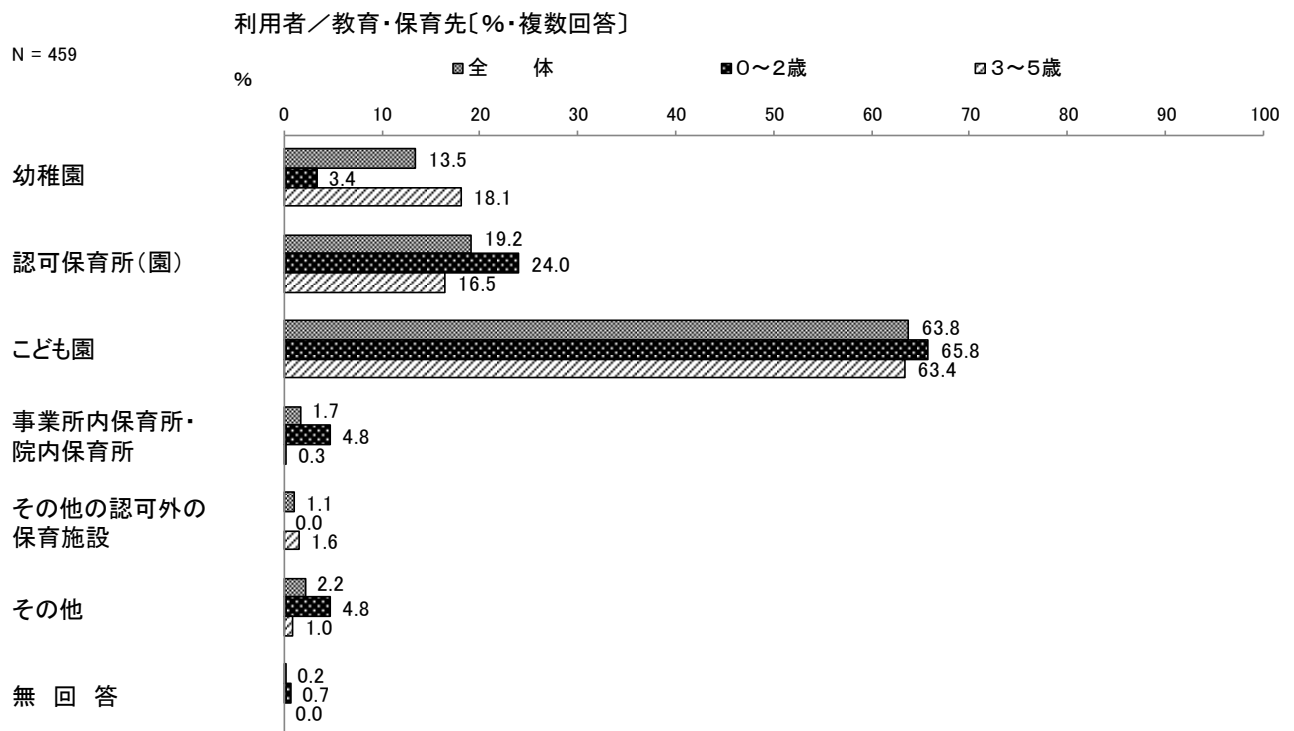


(2) 定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

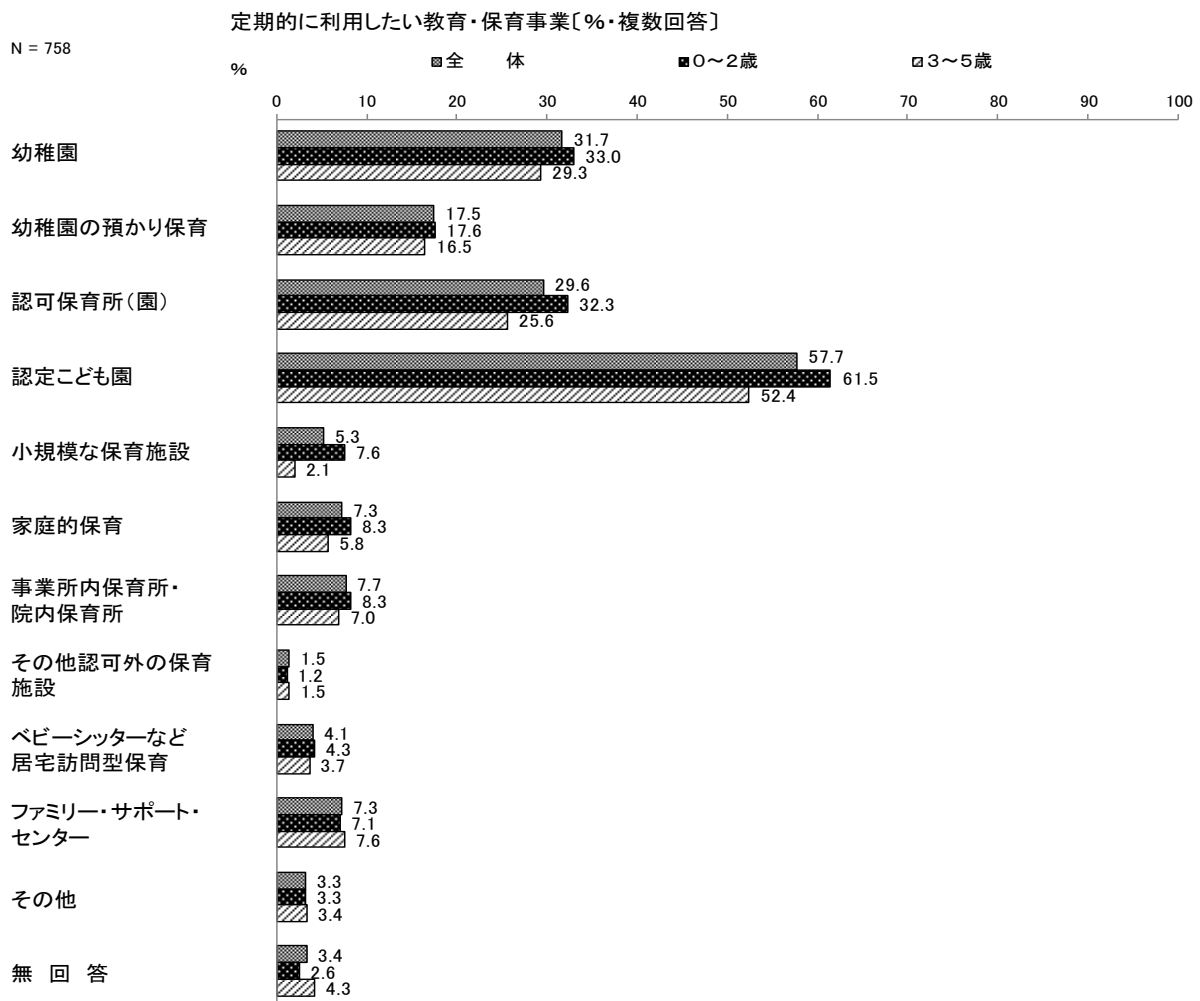
現在、定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が3歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「こども園」が6割を超えており、最も多く利用されています。

定期的な教育・保育事業の利用〔%〕





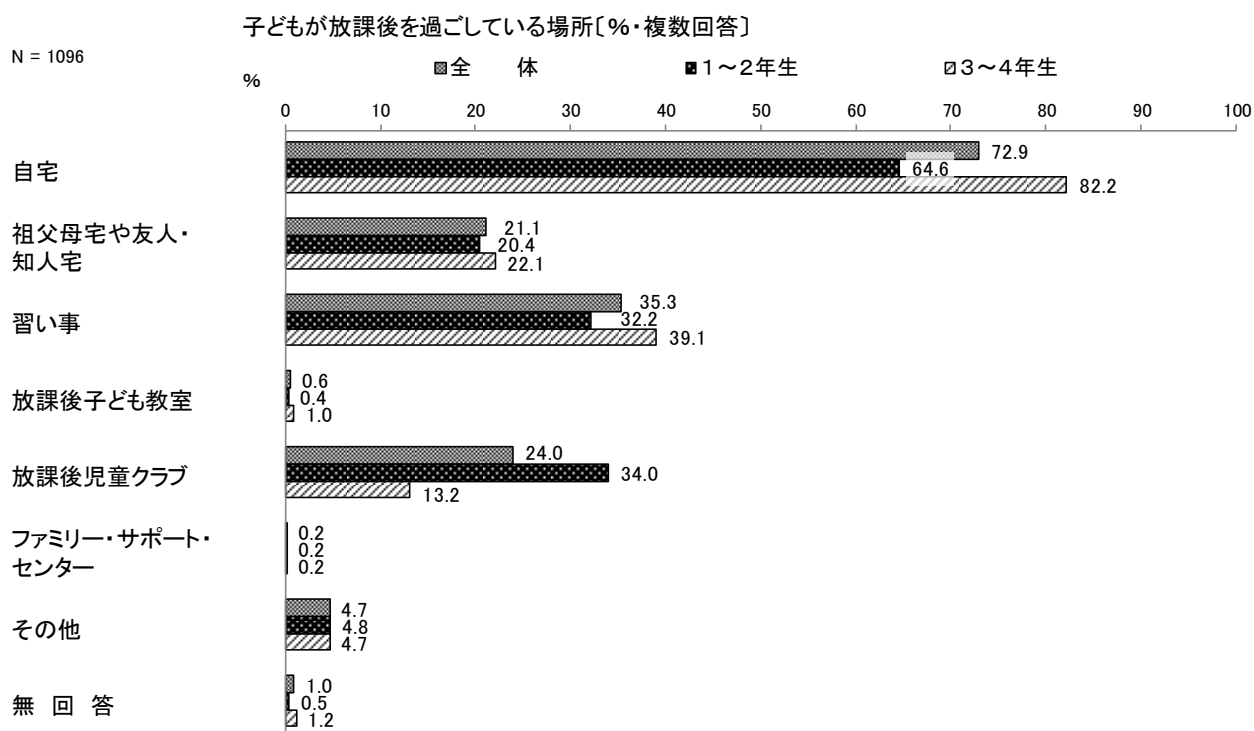
今後、定期的にご利用したい事業は、「認定こども園」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認可保育所（園）」となっています。



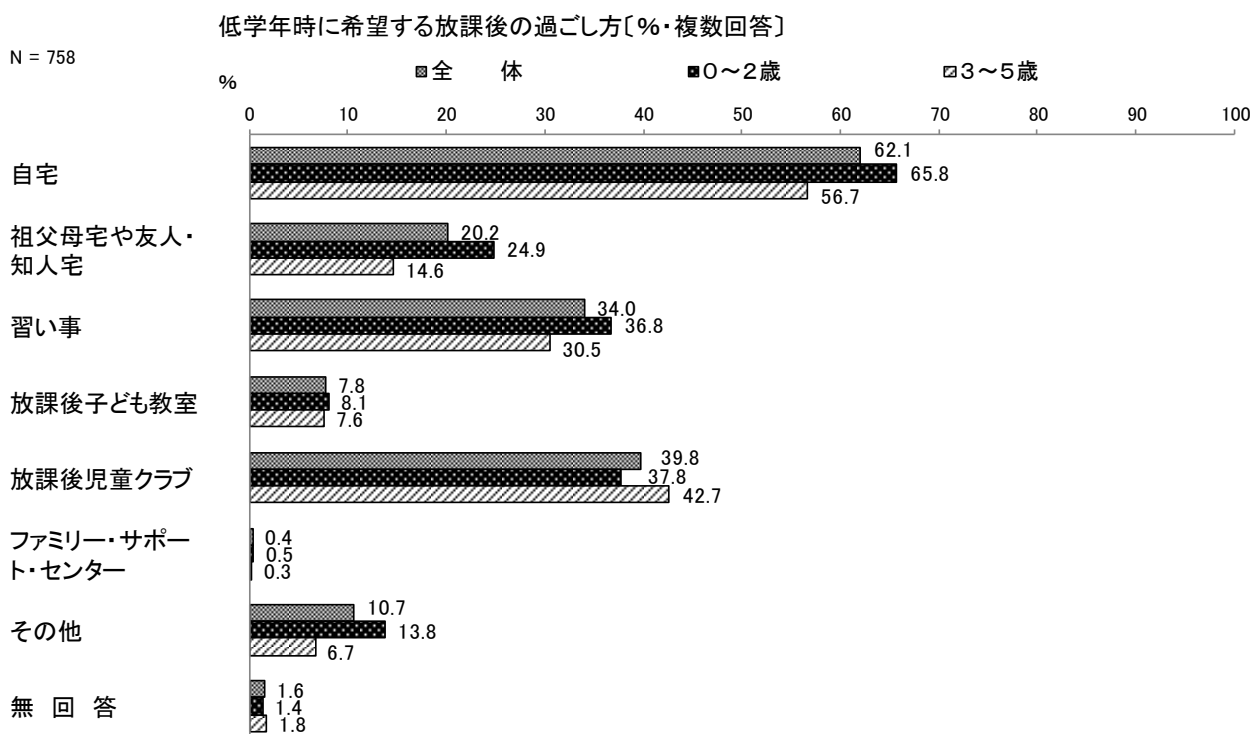
(3) 放課後児童クラブの利用（就学前児童・小学生）

放課後の過ごし方として、小学生の現状では「自宅」「習い事」に続いて「放課後児童クラブ」が多く回答されています。一方、就学前児童保護者では就学後の放課後の過ごし方として、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」の利用希望が多くなっています。

●小学生の放課後の過ごし方（現在）



●就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者の希望）



6. 山武市の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子化・核家族化の影響

本市においても、少子化・高齢化が進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。0～14歳の人口は各年代で減少しています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

一方で、これから家庭を築く年代の不安を取り除き、また結婚や出産意向がある世代が、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

(2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

社会経済活動の低迷などにより子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まり、パート・アルバイトやフルタイムでの就労者が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育サービスニーズの増大が継続しています。

市内の入所状況をみても、預かり保育のない幼稚園では入所者が定員を大幅に下回っている傾向がみられます。この背景には、共稼ぎなど、母親の就労により保育ニーズが高まっていると考えられます。このため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

子育て家庭では自宅に近い場所の希望も高く、地区ごとでバランスのよい教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

(3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

本市の母親の就労状況をみると、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。再就職したいという希望が多いことはニーズ調査からも見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供

による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランスの啓発による雇用者側や父親側の意識変革、制度強化を進めるとともに、乳幼児期の事業利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

（４）子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。庁内関係課間だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていく必要があります。

第2章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

本市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画をめざしていく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、住民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ（案）」をめざし、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

（案）



**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち
さんむ**

2. 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していく中で、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

■視点1：子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。そして、子どもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、子どもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2：親子のきずなという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的な考え方として本計画の各施策を推進します。

■視点3：子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化等の問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対しても支援していきます。

■視点4：サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

サービス利用者として子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、教育・保育等のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

■視点5:地域が子どもの成長と子育てに関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指します。

このため、ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

■基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

子どもがひとりの人間として尊重され、守られる存在であることが基本です。家庭環境や障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。また、近年、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもが安全で安心できるくらしづくりを、地域ぐるみで協力して行っています。

■基本目標2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもたちが人を思いやる心を育み、心身ともにたくましく生きる力の育成を図れる教育環境づくりを進めています。

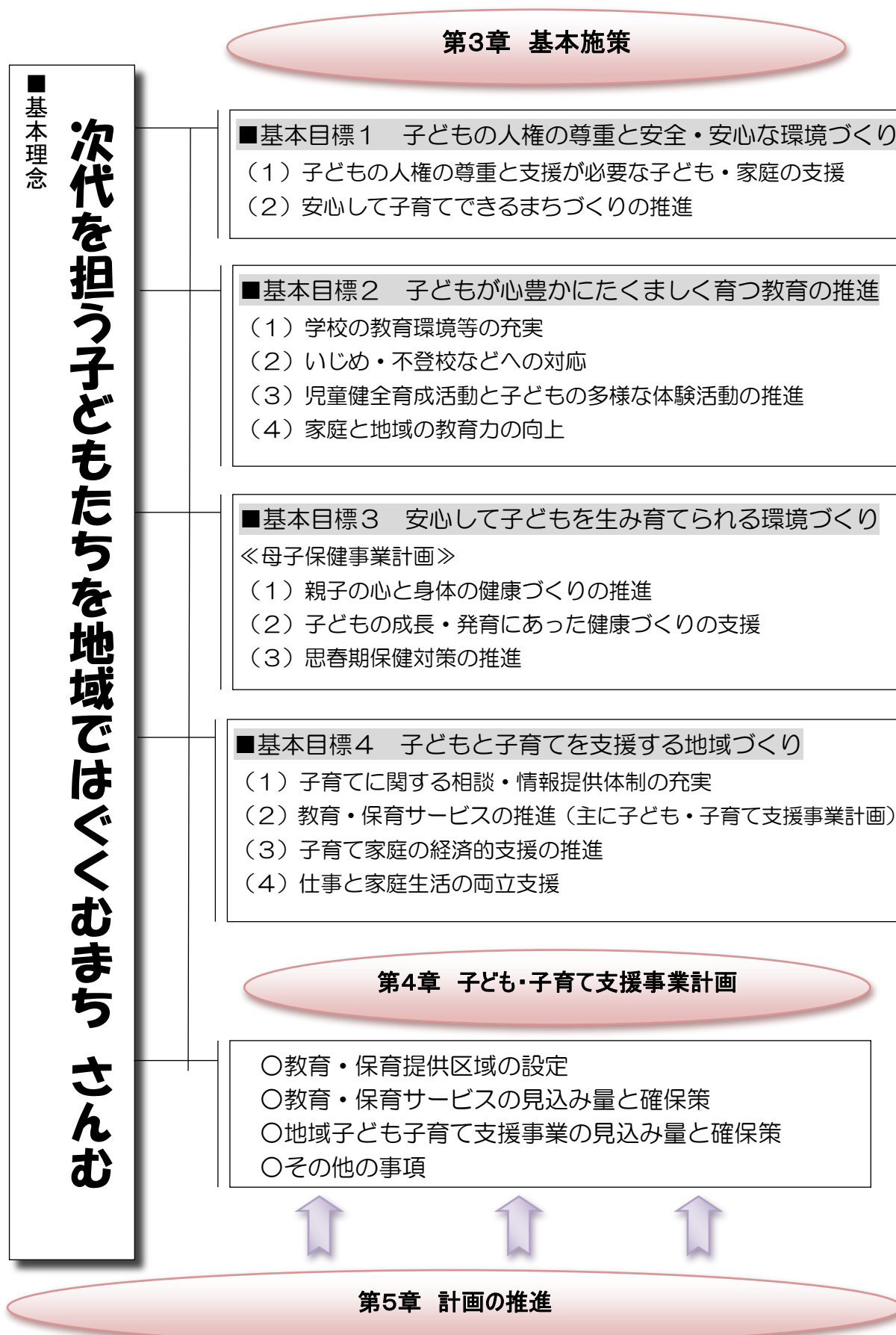
■基本目標3：安心して子どもを生み育てられる環境づくり

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

■基本目標4：子どもと子育てを支援する地域づくり

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや教育・保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

4. 施策の体系（案）



第3章 基本施策

基本目標1：子どもの育ちと子育てを支援する環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重と支援が必要な子ども・家庭の支援

①子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

【現状と課題】

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因の一つと考えられています。

児童虐待は児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、被虐待（経験）者が親になった時、子に虐待をしてしまうという世代間連鎖もあるといわれています。児童虐待防止対策としては、山武市要保護児童対策地域協議会を設置しており、地域住民や民生委員児童委員、保育所、学校等からの情報収集を行うほか、それぞれの機関の連絡調整を行っており、様々な問題を抱えている家庭に対して、家庭児童相談員・保健師等が相談に応じ、継続観察を行い虐待防止に努めています。そして、ケース検討や連絡・調整が必要な場合は、随時支援会議を開催するとともに、定期的に連携を図っています。

一方、こども園、幼稚園や保育所では、身体測定や日常の保育・教育のなかで様子を把握するとともに、子どもたちの健やかな発育を図るため保護者へのお知らせを通して、叱り方、ほめ方、しつけ方等生活指導について啓発し、理解を深めています。

そして、虐待の危険があるケースについては、家庭児童相談員、保健師等に連絡をしています。相互に連携しあった総合的な対応・支援の体制づくりが重要となっています。

子育て中の保護者がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の早期発見、援助、通報など適切な対応につなげられる、きめ細やかなネットワークの活用が必要です。

【基本方針】

児童への虐待的行為を未然に予防するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面や保育所、幼稚園、こども園、学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、市としての支援体制の整備に努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童虐待防止対策

概 要

山武市要保護児童対策地域協議会の窓口を子育て支援課に設置している。家庭児童相談員等が個別の相談等に対応している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・家庭相談員を増員し3名体制とした。要保護児童対策地域協議会で、特に支援を要する家庭について、個別支援会議を行い、関係機関との連携を密にし、具体的な役割分担、支援の方法について確認を行った。
--------	---

虐待に対する各機関の認識度の格差が大きく、共通認識を深める必要がある。親への教育の専門機関やスタッフの不足、スーパーバイザー（専門的助言者）がない点が課題である。

今後の取り組み

子育ての不安や孤立化、地域のつながりの希薄化、精神疾患の親の増加など、支援が必要な親子、家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心にした連携体制を拡充するとともに、関係機関との連携を一層強化し育児支援を行う。

イ. 乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応

概 要

乳幼児健診等の際、虐待の予防・早期発見のためスタッフにより観察を強化している。母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生防止に努めている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・保健師との連携を密にとり、情報の共有及び虐待の疑いのあるケースも迅速に対応した。
健康支援課	・健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげた。また、健診未受診者については理由や状況の全数把握に努めた。

今後の取り組み

健診スタッフ全員でのカンファレンスで各場面での母子の様子を情報交換し、疑いのある場合はフォローし、家庭児童相談員室につなげる。

②支援が必要な子どもと家庭の支援

【現状と課題】

ひとり親家庭は年々増加傾向がみられ、保育サービスをはじめとする子育て支援は、ひとり親家庭にとって重要となっています。市では、保健福祉・教育関係各窓口で、母子自立支援員等相談員によるひとり親家庭の子育て相談に応じるほか、ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給しています。その他父母の離婚などによって父と生計を同じくしていない、18歳未満の児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進をめざし、児童扶養手当の支給等を行っています。

また、民生委員児童委員によるひとり親家庭に対する応対や相談等については、周囲に配慮の上、電話等で対応しています。今後もサービスの周知、広報を一層進め、住民のニーズに合わせた事業の検討を進めます。

障害のある子どもについては、乳幼児健康診査により障がいの早期発見・援助に努めており、継続して支援が必要な子ども、家庭へは、家庭訪問、育児相談、発達相談、ことばの相談事業で支援しており、必要により発達支援施設の通所による集団・個別指導につなげています。継続して支援が必要なケースは増加傾向がみられ、専門性が求められるケースも増えています。

また、障がいのある子どもの保育については、保育所及び放課後児童クラブの利用希望が増えており、障がいのある子どもの受け入れ体制の確保を図るとともに、放課後児童クラブについては指導員の確保などが課題となっています。平成 19 年度から特別支援教育が導入され、障がいのある子どもの育ちを支援することを基本に、それぞれにあった個別計画をつくり、支援員の配置等教育環境の充実を図っています。

児童発達支援事業をはじめ、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業である日中一時支援事業などの利用が増えています。

【基本方針】

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進します。また、障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもにあった特別支援の推進、必要なサービスの利用促進に取り組めます。

【主な事業・取組み】

ア. ひとり親家庭等の自立支援

概 要

保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育て相談に対応。ひとり親家庭等医療費等の助成（県補助事業）、児童扶養手当（国事業）の支給を行う。民生委員児童委員が地域での相談に応じている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・母子自立支援員による相談活動を継続して実施した。 ・児童扶養手当（母子、父子等）の支給を継続して実施した。ひとり親家庭等の医療費等については、継続して助成を行った。 ・母子自立支援員による就業相談を実施した。また、職業訓練などの周知を図った。
健康支援課	・妊娠届出の際未婚の妊婦に対して必要時母子自立支援員を紹介し面接を実施した。また、健診や相談事業などで、離婚・疾病・貧困等の相談を受けた場合は母子自立支援員につなげている。
社会福祉課	・各民生委員児童委員からの連絡又は事例相談のあったケースは関連先へつなぎ対応している。 ・民生委員児童委員の相談能力向上のため、月 1 度の定例会において事例発表を行い委員間の意識の統一と相談能力の向上に努めている。 ・学校と児童福祉連絡会議を行い情報交換をして、児童・家庭への地域位による支えを推進している。
学校教育課	・家庭の経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒 209 家庭（337 名）を認定し、就学援助を行った。

今後の取り組み

- 母子自立支援員による相談活動を継続して推進する。
- 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業の適切な利用を促進する。
- 就業相談、職業訓練などについて周知を図る。
- 民生委員児童委員等が受けた地域からの相談等に対し、適切な対応に努める。

イ. 障がいのある子どもの訓練事業・障がい福祉サービスの利用促進

概 要

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを実施している。山武市成東簡易マザーズホームでは幼児支援（児童デイサービス）を実施しており、療育活動を実施している。母子保健事業で、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場となっている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・ マザーズホームの保育士と市保健師が連携し、集団療育（カンガルーひろば）を行うことで、事業参加者のうち必要に応じマザーズホーム通所へつなげている。
社会福祉課	・ 日中一時支援サービスにより、日中一時的に見守り等の支援が必要な障害児等に通所して活動の場を提供し、社会適応訓練を行う。 ・ 短期入所サービスでは、家で介護する人が病気などの場合、短期間の施設入所で日常生活上の支援や介護が受けられる。 ・ 移動支援サービスでは屋外での移動が困難な障害児が外出や社会参加活動などでの外出を支援している。放課後等デイサービス（山武市成東簡易マザーズホーム）により、日常生活における基本的な動作の指導や、個別プログラムに添った集団生活への適応訓練等を行う。 簡易マザーズホーム利用者：31 人（延人数 1,938 人） 移動支援サービス利用者：18 人（うち障害児 1 人、延 119 人） 短期入所サービス利用者：20 人（うち障害児 2 人、延 300 人） 日中一時支援サービス利用者：37 人（うち障害児 14 人、延 235 人）

言語聴覚士、心理発達治療士が不足しており、相談回数を増やすことが難しい。また、親の理解を深めていくことも重要な課題である。

市のマザーズホームは定員を超える利用状態が続いているため、他市のマザーズホームを利用する場合もある。

今後の取り組み

- 継続して、集団療育（カンガルーひろば）にマザーズホームの保育士が参加することにより、マザーズホーム通所がスムーズにつながるように親とのコミュニケーションをとり、理解を深めながら取り組む。
- 短期入所サービス、日中一時支援サービス、移動支援サービス、児童デイサービス等の利用を促進する。今後も、広報活動や関係課、関係機関との連携の下、障がい児へのサービス提供を促進する。

ウ. 障害のある子どもの保育の推進

概要

保育所等での受け入れは、集団生活の可能な児童について職員の配置等により対応できるようになっている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・ 集団生活が可能な子どもについては、マザーズホームとこども園・幼稚園の両方を利用するなど、通園日数や子どもの状況等を確認しながら受け入れを行った。また、介助を必要とする児童には介助員を配置した。
-------	--

- 放課後児童クラブの利用についても指導員の確保と対応力の向上が必要である。

今後の取り組み

- 保育所等や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れについて、受け入れ体制を確保し、適切な対応に努める。

エ. 特別支援教育の推進

概要

就学指導委員会を開催。特別支援学級の設置と介助員の配置を行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・ 特別支援学級の担当者および介助員研修会を通じて研修を深め、個別の指導計画と個別の支援計画を作成し、支援に役立った。 ・ 就学指導委員会を年 2 回実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の把握・対応について検討した。通級型の「ことばの教室」は、2 名の専門の教員が指導にあたり、自校通級（12 名）他校通級（3 名）巡回指導（22 名）の計 37 名通級指導を行った。 ・ 小中学校あわせて 24 名の介助員を配置し、教育活動の支援を行った。
-------	--

今後の取り組み

- 障がいのある子どものそれぞれの状況を把握し、その子どもにあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の分野、関係機関との連携を図る。
- 介助員の配置により、学校での生活を支援する。

（2）安心して子育てできるまちづくりの推進

①快適な生活環境の向上（まちづくり・住宅）

【現状と課題】

「山武市総合計画」などまちづくり計画に基づき、住民が安心して暮らせるまちをめざし、子どもたちが自然の中で生き生きと育つように子どもの成長を支援する環境づくりを推進しています。

地域課題として、子どもとの外出で困ることとして、「歩道・ガードレール、信号がない通りが多く、安全性が心配」「暗く見通しの悪い場所が多く、被害にあわないか心配」などの意見もみられます。子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出したり、社会参加できるように、歩道や交通安全施設、公共施設における子育て支援スペースの確保、親子で利用しやすい公共施設の整備など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことが重要となっています。

住まいは日常生活の基盤となる場所であり、若い世代の定住を図る上でも良質な住宅の確保は重要な課題です。子どもや子育て家庭に安全で住みやすい、良質の住居空間が提供できるように、公営住宅の管理・整備や子育て世帯の優先入居を検討するなど、公営住宅の総合的な対策を検討していく必要があります。

【基本方針】

まちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、バリアフリー化等も含め、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等をふまえ、公営住宅の維持・管理に取り組めます。

【主な事業・取組み】

ア. まちづくり計画

概 要

機能的な都市活動の推進、良好な市街地環境の形成のため、都市計画を設定している。住民の憩いの場の確保のため公園を整備。平成 21 年度 1 か所を追加指定。都市公園は 6 か所、児童公園等は 129 か所の他さんぶの森公園等の大きな公園 3 か所を設置し維持管理に努めている。また、県立都市公園が 1 か所設置されている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

スポーツ 振興課	・成東総合運動公園は、引き続き、公園の維持・管理を継続して実施し、特に遊歩道等の環境整備に努めた。
さんぶの森 公園管理事 務所	・さんぶの森公園は、引き続き、公園の維持・管理を継続。グリーンタワーやバーベキューの利用が増加してきた。 ・文化ホールの自主事業体験型音楽祭「山のおんぶ」の開催会場となった。 ・24 年度に行った自主事業のさんぶの森公園収穫祭（サツマイモ・落花生）が好評で、開催の要望が多かったため、25 年度も引き続き実施した。
都市整備課	・地区の小規模な公園に、新たに 12 基（11 公園）の遊具を整備した。 ・25 年度は、管理協定が締結されず、53 公園のままとっている。公園数は都市公園が 7 ケ所、児童公園等が 1 ケ所減で、133 ケ所である。

今後の取り組み

- 市で設置している公園の維持・管理を継続して行うとともに、利用を促進する。
- 地区の小規模な公園等については、地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進する。

イ. 防犯・交通安全施設の整備

概 要

山武市安心で安全なまちづくり推進条例に基づき夜間における生活安全の確保を図るため防犯灯の設置に努めている。交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置。信号機・交通規制については、市から警察署を経由し公安委員会へ要望を行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

市民課	・カーブミラー新設については、区長・自治会長の要望（申請）に基づき現地等を確認し危険箇所から随時行い 41 基新設置した。 ・交通安全看板については、区長・自治会長からの要望と関係機関により実施した現地診断結果により看板を設置した。 ・安心安全な生活環境の確保、防犯対策の向上、防犯等の消費電力を抑制するため、LED 防犯灯に交換、設置を 641 基実施した（H26.2 現在）。夜間における危険箇所の暗がりが消滅し、市民の安全が確保された。
土木課	・市内 16 箇所において、ガードレールの設置、区画線等の交通安全施設の整備を実施した。

今後の取り組み

- 重要性・緊急性を考慮しながら、市道の改良、歩道整備を促進する。
- 住民等からの要望を踏まえ、防犯灯を計画的に設置する。

ウ. 公営住宅の管理・整備

概 要

市営住宅 157 戸の管理と整備を行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

都市整備課	・設備改修として、元気臨時交付金を活用し、市営桔梗台住宅の給湯器の改修を行った。 ・市営住宅の長期的な施策の方向性を検討するにあたり、関係各課の意見を反映するため、（仮）市営住宅在り方検討委員会を設置し検討することとした。
-------	---

- 市営住宅 157 戸の内、133 戸が昭和 55 年以前に建設された住宅で、建物の老朽化が進んでいる。
- 入居者の多くが福祉施策の対象となっており、高齢世帯、一人暮らし高齢者世帯が増えている。
- 市営住宅ストック総合活用計画が未策定のため、現在の住宅を対症療法的な維持をしている。
- 独居老人対策、人口減少対策、老朽化に伴う維持管理費の増加及び更新費用などの様々な問題がある。

今後の取り組み

- 事業運営管理と施設維持管理が効率的に機能し合う体制の確保をめざす。
- 市営住宅の状況や今後の役割などについて検討し、建替え、改善及び維持保全などの適正な整備手法の選択等、長期的な計画に基づく整備に努める。

②地域安全活動の推進

【現状と課題】

本市では、季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導を実施しています。また、小学校では警察と交通安全協会の協力により年 1 回交通安全教室を開催しています。

さらに、山武警察署管内市町で構成する幼児交通安全指導協議会（ベコちゃんクラブ）は、幼児交通安全指導員 2 人体制で年間を通じ幼稚園・保育所の子どもたちの成長にあわせた交通安全教室を実施しています。

防犯については、子どもが被害にあう犯罪が全国的に多発しており、本市では、防犯協会や防犯パトロール隊による青色回転灯搭載車を使用した防犯パトロールを実施しています。また、幼稚園、保育所、学校では、不審者侵入による事故対策のため、緊急対応マニュアルを作成し、全職員による対応を進めるとともに、避難訓練等の実施により安全な避難誘導等の対応を図っています。また、市では不審者情報等を迅速に提供するため、さんむ防犯メールの配信をはじめとしています。

地域においては、通学時の安全を確保するため、近隣家庭や店舗などを「子ども 110 番の家」に設置し、協力を依頼しています。また、学校支援ボランティアに見守り活動を依頼したり、警備会社に委託し通学路の巡回警備をしています。

青少年の健全育成活動としては、青少年育成市民会議の会員による毎月 1 回の夜間パトロールが行われています。

【基本方針】

関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して地域を守る、子どもを守る活動を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 交通安全活動・教育

概 要

交通安全協会による街頭監視。各季の交通安全運動時において、交通安全の啓発広報を実施。

交通安全協会及び山武警察署の指導により交通安全教室を実施。幼稚園・保育所では、幼児交通安全指導員による交通安全教育を実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

市民課	・警察署や交通安全協会と協力し、街頭監視や啓発活動を通して、交通安全マナー等意識向上を図っている。 ・飛び出し防止の指導として、自転車とボールを使用し、ブレーキ痕を子ども達に見てもらう活動を行った。 ・新しい教材「交通安全かるた」を親子教室で使用した。” ・県の交通安全広報チラシ「思いやり交通千葉」を年 4 回区長回覧した。また、自転車マナー啓発のチラシを有料駐輪場利用者に配布した。
-----	---

今後の取り組み

- 継続して交通安全活動を支援する。
- 交通安全について、幼稚園・保育所、学校での交通安全教室などにより啓発を図る。
- 交通ルールやマナーについての啓発を図る。

イ. 登下校時の安全活動

概 要

子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアやPTAによる登下校指導、通学路の巡回等の実施。広報無線による住民への小学生下校時の見守り協力依頼、防犯指導員による下校指導及び巡回パトロールの実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・66名の学校支援ボランティアの協力によって登下校時の安全指導が実施された。また、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に実施した。 ・市内で起きた不審者情報について、学校メール配信を活用し、保護者に情報提供を行った。
-------	---

今後の取り組み

- 子ども見守り隊等の地域の協力による子どもを見守る活動が各地区で活発になるよう支援する。

ウ. 防犯対策

概 要

防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしている。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災無線・広報紙による啓発活動。通学や帰宅時間帯のPTAによるパトロール活動の実施。「子ども110番の家」の設置。「うごくこども110番」を市内タクシー会社等に依頼している。市青少年育成市民会議会員による夜間パトロールの実施。さんむ防犯メールの配信。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

市民課	・防犯協会や防犯パトロール隊が、青色回転灯搭載車による防犯パトロールを268回実施。また、8月に車上狙い防止の特別パトロールを実施した。 ・広報活動としては、「地域安全ニュース」を毎月広報紙に掲載し、警察署と協力し、JR駅前他各所において、盗難防止等の防犯キャンペーンを実施した（H26.2現在）。 ・「さんむ防犯メール」については、警察や教育委員会から直接、
-----	--

	防犯情報を登録者に配信できる形にして、より早く情報を配信できるようにした。
学校教育課	・学校防犯支援事業により、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に行い、登下校の安全や犯罪の抑制に効果を上げた。
生涯学習課	・市青少年育成市民会議会員が、毎月第3金曜日に青色回転灯搭載車で、市内の夜間パトロールを実施した。

今後の取り組み

- 各種団体等の協力を得て、防犯活動、青少年健全育成活動を推進する。
- 子ども110番の家、うごくこども110番の周知を図る。
- 子どもたちを犯罪から守るため、登録してもらった携帯電話やパソコンのアドレスに防犯情報をメール配信する。

エ. 有害環境対策

概要

青少年の健全育成・非行防止を図るため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を推進する。

実施状況・課題

【平成25年度】

生涯学習課	・青少年育成市民会議の役員が行う、毎月1回の夜間防犯パトロールにおいて、コンビニ店の成人向け図書コーナーなどの看視や立寄りを実施。
-------	---

今後の取り組み

- 継続して関係機関に協力依頼するとともに、連携を図る。

オ. PTA、学校、保育所等の安全活動

概要

学校安全マニュアルに基づいて毎月1回の安全点検と、防犯上の問題等の確認を実施。PTAによる通学路のパトロール活動の実施。門扉の施錠、来園者の対応、保育室への防犯ベルの設置等。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・全ての学校で安全計画を作成し、毎月 1 回の安全点検や定期的な避難訓練を実施した。また、児童の引渡し訓練を実施した。
-------	---

今後の取り組み

- 学校安全マニュアルの点検と連絡体制の拡充を図る。



目標２ 子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

(1) 学校の教育環境等の充実

【現状と課題】

本市では、地域の特性をふまえながら、国及び県の文教施策に基づいて教育環境の充実に取り組んでいます。また、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる生徒の育成を図っています。今後も、子どもが個性と可能性を十分に発揮しながら成長できるように、学校の教育環境等の充実に図っていく必要があります。また、学校が住民に身近で、親子が安心できる場となるように、開かれた学校づくりが求められます。

各学校では、「確かな学力」をつけるための研究を進め、特に授業の中で少人数指導やＩＴ教育を取り入れ、きめ細やかな指導の工夫に焦点を当てています。また授業研究等を通して、効果的に学力向上を図るために一層の少人数指導の充実に努めています。体力づくりでは、部活動には生徒も顧問も熱心に取り組む、多くの生徒が参加しています。体育行事の中では、体育祭、マラソン大会などをメインに実施しています。

学校の運営面では、年度始めに学校教育目標を明らかにし、また年度末の自己評価を実施し、その結果を次年度の取組みに活かしています。また、保護者からの学習評価などを取り入れ、校外の意見を知ることへの取組みも行っています。

また、小学校への移行を円滑に行うため、幼稚園・保育所の教職員が意見交換し、健全な子どもの育成に努めながら、幼保一元化に向けて積極的に推進しています。

【基本方針】

子ども一人ひとりの個性・可能性を大切にし、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保の連携などを促進します。

【主な事業・取組み】

ア. 学力向上のための授業研究

概要

I T活用や少人数指導等によるきめ細やかな指導を展開するなど新手法を取り入れ、理解が深まるよう工夫している。指導法についても研究に努めており、教育課程や時間割の弾力的運用を図っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・ 24 年度に引き続き、学校の PC 更新に伴う機器構成や授業、校務での利活用について研究を行った。 ・ 全員協議会を 4 回実施し、蓮沼中学校でタブレットを使用した公開授業を開催。年 6 回のプロジェクト会議では、県内外の先進地視察を 2 回、養護部会へのデモ等を実施した。 ・ 千葉県の少人数学級研究指定校として市内小学校 4 校、中学校 3 校の 6 校が指定を受けた。市では小学校に 5 名（山武北小・睦岡小・蓮沼小・豊岡小・大平小）の少人数講師を配置した。
-------	--

今後の取組み

- 各学校での計画に基づき、推進する。

イ. 総合的な学習時間の実施

概要

地域の教育資源を活用し、創意工夫を生かした特色ある総合的な学習を展開する。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・ 野菜栽培や大福づくり、苺狩りなど地域の特産物や人材を活用した学習を行った。体験授業を実施するため学校支援ボランティア 35 名を講師とし、授業が実施された。
-------	--

今後の取組み

- 各学校での計画に基づき、推進する。

ウ. 健全な身体づくり

概 要

部活動には生徒も顧問も熱心に取り組んでおり、多くの生徒が参加の体制で実施。主な行事として体育祭やマラソン大会を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・運動会や体育祭、マラソン大会等の学校行事を通して体力づくりを推進した。 ・体力向上推進校 1 校を指定し、授業研究を実施した。 ・中学校において 86%の生徒が部活動に加入し、体力向上をめざし努力している。
-------	--

今後の取り組み

- 各学校での計画に基づき、推進する。

エ. 信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)

概 要

年度始めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼している。各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに生かしている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・山武市立小学校及び中学校管理規則、同幼稚園管理規則に学校評価を位置づけ、全ての学校・幼稚園で自己評価及び学校関係者評価を行っている。また、その結果を学校だより等を通じて公表すると共に、次年度の学校運営資料として生かしている。
-------	---

- 各種活動や広報等を通じて保護者との連携を深めていく必要がある。

今後の取り組み

- 各学校での計画に基づき、推進する。

オ. 幼保の一体化の推進

概要

幼稚園・保育所の教職員が意見交換し、入学前の保育に役立てている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・ 幼稚園業務を子育て支援課で実施した。引き続き、幼稚園・こども園の園長会議を毎月実施すると共に職員研修会を実施し、資質能力の向上に努めた。 ・ 市民の利便性を図るため、窓口を一本化し、幼稚園業務を子育て支援課で実施した。
学校教育課	・ 幼小連携のひとつとして、幼稚園・こども園の取組みを市内小中学校へ情報提供した。

- 保護者のニーズの多様化に対応していく必要がある。

今後の取り組み

- 幼稚園・保育所の教職員の意見交換の場を継続して確保し、日常の保育・教育に活かしていく。
- 認定こども園の設置に取組み、幼保の連携を図る。

(2) いじめ・不登校などへの対応

【現状と課題】

いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童に対しては、家庭児童相談員または家庭教育指導員が相談に応じ、学校・警察署や児童相談所等と連携して保護に努めています。犯罪やいじめ、児童虐待等により被害をうけた子どもの精神的なダメージは大きいため、未然防止を図るとともに、児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実等を図っていく必要があります。

【基本方針】

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充を図るとともに、各種相談窓口などで連携を図れるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. いじめ等の被害にあった子どもの保護

概 要

被害をうけた子どもに対し、家庭児童相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教育相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・いじめアンケート調査を毎学期実施し、現状の把握に努めた。また、アンケート結果を参考に教育相談活動を積極的に行ったり、いじめ問題メール窓口などの相談機関を積極的に周知し、問題の早期発見・解決を図った。
社会福祉課	・児童福祉連絡会議等において、地域児童・生徒の情報を学校と民生委員で共有し、地域における支援に努めた。

今後の取り組み

- 関係課・関係機関で適切な対応ができるように、連携を図る。

イ. 不登校・引きこもり対策

概 要

学校全体で当該生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教育相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を進めている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・スクールカウンセラー、心の教室相談員が教職員との情報交換を積極的に行い、担任と協力して家庭訪問等を実施した。また、学校が関わりを持ちにくい家庭については、訪問相談員とも連携を図りながら、学校と家庭とのつながりを持てる体制づくりを行った。更に、ハートフルさんぶの適応指導教室とも連携する体制とした。
生涯学習課	・家庭教育指導員が、主に学校との信頼関係を損ねた保護者からの不登校相談に応じている。教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行い、場合によっては家庭訪問を実施している。

- 予防対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職

員がいつでも相談できる体制づくりを検討していく必要がある。

今後の取り組み

- スクールカウンセラーによる相談・支援の体制を継続して確保する。また、予防対策として、身近に相談できるように、スクールカウンセラーの配置について検討する。

ウ. 相談体制の拡充

概 要

スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・教育相談活動を学期 1 回ずつ実施。 ・スクールカウンセラーによるいじめ相談の受理件数は、児童生徒 1 件、保護者 0 件、教職員 2 件。不登校相談の受理件数は、児童生徒 69 件、保護者 47 件、教職員 135 件。 ・心の教室相談員によるいじめ相談の受理件数は、児童生徒 10 件、保護者 1 件、教職員 2 件。不登校相談の受理件数は、児童生徒 135 件、保護者 82 件、教職員 50 件。
生涯学習課	・家庭教育指導員が、電話や面談による子育て相談に応じている。内容によっては教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行うなど連携しながら実施している。

- 学校生活や家庭生活での悩みなどが多様化、複雑化している。

今後の取り組み

- 学校生活、家庭生活での悩みなど複雑化するなか、各種相談員・相談窓口が連携して対応できるように連絡・協議の場を確保する。

(3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進

【現状と課題】

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。一方で、地域が子どもの健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても大人にとっても重要なことと再認識されています。

本市も核家族化がみられるとともに、世帯内での 3 世代以上にわたる関わりが減少している傾向にあります。

世代間交流のための場としては、各地区に住民の集会などに使用する施設があり、郷土芸能の保存活動や子ども会活動、地区社会福祉協議会活動などを通じて、子どもと大人の幅広い年代の中で交流を図っている状況です。

また今日、テレビ・インターネット等の普及や、子どもの生活環境の変化により、「活字離れ」や「読書離れ」等が懸念されているため、子どもが自ら本を選んで読み、生涯にわたる読書習慣を身に付けるため、幼少期から読書に親しむような環境づくりに取り組むことも必要になります。

【基本方針】

子どもたちの健全育成を地域で見守るため、児童健全育成活動を推進します。

また、地域で多様な体験の場やふれあいの場、交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

【主な事業・取組み】

ア. 児童の健全育成

概 要

学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り進めている。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・各小中学校で P T A や地域と連携したこども見守り活動等を実施した。 ・学校防犯指導員による巡回指導を毎日実施すると共に、6 校の学校で不審者対応避難訓練において講師として指導助言を行った。 ・防災無線を活用して午後 2 時 30 分に放送を流し、市民に下校時の安全について協力をお願いしている。
-------	---

今後の取り組み

- P T A 活動や青少年健全育成事業と連携を図り、児童健全育成活動を継続して推進する。

イ. 青少年健全育成事業

概 要

青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による活動の継続実施。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組んでいる。学校との連携により、事業内容を検討。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・青少年相談員・青少年育成市民会議ともそれぞれ青少年の健全育成を目的とした事業に取り組んでいる。子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促している。
-------	---

今後の取り組み

- 青少年相談員及び青少年育成市民会議会員の活動を継続して支援するとともに、地域・学校・家庭での連携を強化する。

ウ. 世代間交流の推進

概 要

地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」において世代間交流を図っている。また保育園の行事に高齢者を招待する等の交流事業も行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・ こども園の行事に高齢者を招待する等の交流事業を行い、体験学習として中学生や高校生の受け入れも行い、交流を図った。
学校教育課	・ 運動会に地域のお年寄りを招待し、交流を広めた。また、地区の社会福祉協議会と共催して、中高生と福祉協議会員と駅で挨拶運動を実施した。

今後の取り組み

- 地域での交流の場を増やし、住民の参加が促進されるように、自治会活動、社会福祉協議会活動などと連携して取組むとともに、情報提供に努める。

エ. 読書活動の推進

概 要

図書館の協力等により、読み聞かせや、良い本を提示することで良好な読書環境を形成している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・ 3館で定期的な「おはなし会」を開催（132回実施、延べ1,222名の参加）した他、夏休み読書ラリー、読み聞かせ講座等を行うなど、読書活動の推進を図っている。
--------	--

今後の取り組み

- 継続して読み聞かせや読書活動を様々な機会を活用して推進する。

オ. 子ども会活動、ジュニアリーダー活動

概 要

子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・山武市子ども会育成連絡協議会を通じて子ども会活動を支援すると共に、山武市ジュニアリーダースクラブの育成を図っている。
--------	---

今後の取り組み

- 地域の協力を得ながら、継続して実施する。

カ. いきいき体験教室・職業体験学習等

概 要

いきいき体験教室は、科学体験などを取り入れて開催し、異年齢交流の場となっている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

生涯学習課	・地域団体の協力を得ながら、房総の村や海の博物館での体験活動の他、ものづくりをテーマにフラワーアレンジメントを実施した。3事業で延べ82名が参加。
学校教育課	・キャリア教育の一環として、小学校6年生で「ゆめ仕事ぴったり体験」を半日、中学校2年生で「職場体験学習」を2日間実施した。受け入れ先を309カ所確保し、体験活動の充実を図った。

- 小学校で職場体験学習を実施しており、受け入れ先の確保を図ることが必要である。

今後の取り組み

- 継続して実施する。

(4) 家庭と地域の教育力の向上

ア. 親業講座

概 要

より良い親子関係を築くため、親業講座を毎年度開催している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・親業入門講座（2日間）と親業講座を3回開催し、延べ63名の参加があった。
-------	---------------------------------------

今後の取り組み

- 継続して実施する。

イ. 家庭教育学級

概 要

大人と子どもが参加できる行事を開催している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・2度の講演会を開催した他、市内の小中・幼子でそれぞれ家庭教育学級を開催した。家族（親子）参加を主眼に置いたものは26学級で、延べ3,571名の参加があった。
-------	---

今後の取り組み

- 継続して実施する。



目標3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

(1) 親子の心と身体健康づくりの推進

【現状と課題】

母子保健事業と学校保健事業を中心に、子どもと母親の健康を確保・増進するための取組みを推進しています。母子保健では妊婦や乳幼児を対象とした一般健診、歯科健診、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導の充実など、きめ細やかな対応に取り組んでいます。

近年は、健診結果等で継続して見守りや関わりが必要な親子がみられ、専門的な対応の必要性も高まっており、専門職の確保やネットワークの強化が求められます。また、妊婦健康診査の受診券が増え、予防接種法の改正への対応、こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業など、国の動向をふまえながら推進しており、様々な場面で親子に関わりながら、親子の健康づくりを支援していくことが重要です。

【基本方針】

健康増進計画等をふまえ、妊娠から出産、子どもの成長など成長段階にそった親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 妊婦健康相談

概 要

妊娠届出を受理し母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を実施。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・平成 25 年度は 2 月末現在 287 件の妊娠届出があり、前年よりさらに減少が見込まれる。 ・妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区担当保健師につなぎ支援している。また、必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めている。
-------	---

未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いている。

今後の取り組み

- 未入籍、若年妊婦は増加傾向にあり、妊娠期から支援を要する妊婦が増えて
いるため、保健師面接の実施が不可欠となっている。

イ. 医療機関委託健康診査(妊婦、乳児)

概 要

妊婦一般健康診査は、妊婦 1 人につき 14 回を基準とし委託医療機関で実施。
乳児一般健康診査は、乳児 1 人につき 2 回を基準とし、生後 3 ヶ月から 6 ヶ月と
生後 9 ～11 ヶ月に委託医療機関で実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・ 25 年度（1 月末現在）の妊婦一般健康診査の受診率は 83.9%、 乳児一般健康診査の受診率は 67.3%。
-------	--

妊婦一般健康診査は、全員が全 14 回受診するわけではなく、転出や届出が遅
れる妊婦等もあり、受診率の増加は困難な状況である。

乳児一般健康診査の受診率が低下しないよう、今後も乳幼児健診の重要性と
受診の啓発に努めることが必要である。

今後の取り組み

- 妊婦健診受診券が増えたことで、早期から関わりができるとともに、妊娠後
期の健康支援が図れる面がある。このようなことから、平成 23 年度以降の
妊婦健康診査支援基金についての国の方針は未定であるため、市として方向
性を検討する。
- 乳幼児健診については、未受診者のフォローに努め、受診率の向上を図ると
ともに、育児支援につながる健康教育、相談など適切な対応を図る。

ウ. パパママサロン

概 要

妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、
妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施。1 クール中の 2 回目に妊婦歯科健
診事業を組み入れ実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・ 1 回の参加人数が少ないことから、年 4 回を年 3 回に変更して実施し、受講者数は延べ 98 人であった。 ・ 妊娠中に 1 回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施している。2 月末現在 53 人が利用。
-------	--

1 回の参加人数が少ない。

歯科検診において 80%以上が要治療という状況である。

今後の取り組み

- 最近父親の参加が増えてきているが、内容の工夫により受講率の向上に努める。
- 歯科健診で要治療が多い実態であることから、今後は全妊婦を対象とした歯科健診の実施に向け検討する。

エ. 妊産婦・新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業)

概 要

妊産婦ならびに新生児を対象とし助産師・保健師が訪問指導を実施。出生通知書により希望のあった者だけでなく、全数訪問をめざし市内への里帰りにも対応している。「2 か月赤ちゃん訪問」を保健推進員の協力を得て実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・ 25 年度から低体重児の訪問指導が県から権限移譲され市の業務となったため、適切な情報収集と助産師・保健師による訪問指導の充実に努めている。 ・ こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問した。25 年度（2 月末現在）の訪問件数は 207 件。 ・ 妊産婦・新生児等への訪問による指導の 25 年度（2 月末現在）の訪問件数は延べ 242 件。
-------	--

「2 か月赤ちゃん訪問」は、介入を拒むケース、居住と届出住所の異なる場合等、個々への対応が難しくなっている。

今後の取り組み

- 低体重児の訪問指導について、保健所と担当の明確化し、適切な対応に努める。
- こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業について、市内里帰り出産の新生児等への訪問も含めて、全数実施をめざす。
- 妊産婦・新生児等への訪問による指導は、助産師・保健師が必要に応じて継続して実施する。

オ. 乳幼児健康診査

概 要

発育・発達の節目時期（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）に合わせ、健康診査を実施。また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・平成 25 年度（2 月末現在）の乳幼児健診の受診率は乳児健診 93.8%、1 歳 6 か月児健診 96.2%、2 歳児 6 か月児歯科健診 86.9%、3 歳児健診 88.5%。 ・健診後のカンファレンスを通し、対象となる親子の支援内容を明確にし、早期支援につなげるよう努めている。
-------	---

3 歳児健診の受診率が大幅に減少している。

今後の取り組み

- 平成 22 年度より乳児は 3～4 か月児を対象とし、年 12 回、独立行政法人さんむ医療センターで実施する。
- 子育て支援や虐待予防、発達障がいなど支援が必要な親子と継続して関わりをもつ機会として、内容等検討しながら実施する。

カ. すくすく広場

概 要

就学前児童とその家族を対象に、保健センターと子育て支援センターで毎月 1 回開催している。保育士・助産師・ボランティア等の協力で、各会場で様々な遊びを実施している。また、随時、身体計測や相談、講話を取り入れて開催している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・おおひら・なるとうこども園子育て支援センターで年に 24 回実施、2 月末現在の利用延べ人数は 541 人。 ・乳幼児健診でフォローが必要と判断された母子を対象に、積極的に参加をすすめ、継続支援の場として活用を図っている。
-------	---

今後の取り組み

- 情報交換、友達づくり、親のリラックスタイム、相談の場として定着しており、今後も継続して実施する。
- 健診後のフォローの場としての活用を図り、参加を促進する。

キ. 予防接種

概 要

出生届及び転入届の提出時に予診表及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供している。医療機関、学校、保健センターで定期予防接種を実施している。近年は予防接種法、結核予防法の改正により、変更が多い。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・予防接種法の改正により、平成 25 年度から小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが定期予防接種となった。また、平成 25 年 6 月 14 日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が差し控えとなるなど、接種内容の変更が多かったため、保護者に対する適切な情報提供と接種の促進に努めた。 ・平成 22 年～平成 25 年度まで接種機会をのがしていた市民に日本脳炎の集団接種を実施した。
-------	---

今後の取り組み

- 予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解できるように、情報提供に努めるとともに、適切な接種を促進する。
- 予防接種の時期を逃してしまった対象者などへの対応を図る。

ク. 学校保健

概 要

学校保健全体計画、性教育年間計画により学校保健事業を実施している。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めている。保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・学校保健安全法に基づき、年間計画に沿って健康診断等を実施した。 ・養護教諭と教育委員会、健康支援課の連携を図るため、随時情報交換を行った。 ・各学校で月 1 回保健だより等を発行。また、県等からの情報を学校に提供し、疾病予防等に努めた。養護教諭、健康支援課と連携し、健診結果が要指導の児童生徒で、希望する場合に健康相談会を実施した。
健康保険課	・各学校、教育委員会と連携し、小中学生のための健康相談、予防接種、歯科保健、要保護児童への対応、児童の発達支援を行った。

今後の取り組み

- 学校保健全体計画に基づき、各学校での保健事業を推進する。
- 教育委員会と健康支援課が連携して、予防接種、歯科保健、児童虐待防止、発達相談などで連携をさらに図る。
- 保健だより等での啓発と、健康相談、発達相談、疾病予防などについての認識を深めるように啓発に努める。

(2) 子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援

【現状と課題】

子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育、支援が必要な親子への支援など、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要となっています。

健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりをもつ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行っています。親子の状況や子どもの発育状況にあった支援ができるように、関係機関との連携を図りながら支援していくことが課題です。

食生活については、食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

市では生後 5 ～11 か月児を対象に離乳食教室を実施しています。離乳食の説明と試食を行い、希望者には個別面接を実施しています。アンケート調査では、朝食を毎日食べる割合が高いものの、中高生では毎日食べる割合が低下し、あまり食べないという回答も増えています。こうした状況をふまえ、食育を個人の健康の問題ということにとらえるのではなく、市全体で取り組むべき課題という認識を広げていくことが重要となっています。

【基本方針】

子どもの成長・発達にあわせて、食育や発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

【主な事業・取り組み】

ア. ことばの相談

概 要

主に幼児健康診査の事後指導として言語指導員による個別相談を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・平成 25 年度は年間 36 回のことばの相談を予定しており、2 月末現在 96 件の個別相談を実施。相談ケースの増加に伴い、1 日 2 件を 3 件に増やして対応した。 ・保護者了解のもと、関係機関（こども園、幼稚園等）に対し、ことばの相談を利用している園児の支援の方法について情報提供を行った。
-------	--

専門職が不足しており、一時的な相談はできても継続指導・訓練の場を増やすことができない。

今後の取り組み

- 平成 22 年度から、月 1 回の言語聴覚士による相談の場を確保する。
- 就学前の訓練の必要な子に対する支援に向け、関係課との協議・連携を図る。

イ. 発達相談

概要

主に乳幼児健康診査の事後指導として児童心理士等による個別相談を実施。保育士からの相談が増えており、平成 19 年度から巡回相談を取り入れて対応している。マザーズホームの利用や就学に関して教育委員会との連携にも努めている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・年間 43 回実施予定で、2 月末現在 107 件の個別相談を実施。巡回相談は、こども園・幼稚園等にて 10 園、延べ 18 回巡回。継続的な支援が必要であるため、今後も希望のあった園に実施していく。（健） ・発達相談やことばの相談で実施した相談内容及び相談者の支援方法について、保護者了解のもと、関係機関（こども園、幼稚園等）へ情報提供を行った。
学校教育課	・千葉県教育庁に特別支援アドバイザーの派遣を要請し、幼稚園 1 園、小学校 10 校、中学校 1 校の相談活動を実施した。小学校では、夏季休業中に講師として全職員に支援方法等について校内研修を実施した学校もある。 ・特別支援教育担当教員や介助員の研修を実施し、障害についての正しい知識と理解を深めた。また、関係課・機関と連携し、ことばの発達相談も実施した。
社会福祉課	・専門的なマザーズホームでは訓練指導を行う理学療法士・作業療法士・心理発達相談員・言語聴覚士・音楽療法士等に指導を依頼し、利用者のサービス向上に努めた。

専門職及び予算の確保が難しいため、訓練の場を増やすことは困難な状況である。

今後の取り組み

- 相談が増加傾向であり、巡回健康相談を取り入れ、特別支援学校の協力を得ながら実施する。
- 継続指導・訓練の場を増やすには、専門職の確保について検討するとともに、関係機関の協力を得ながら実施できる方策を検討する。
- 発達障害について、関係機関が連携して、正しい知識と理解を深められるように情報提供、学習の場を確保し啓発に努める。

ウ. カンガルーひろば(親子で遊ぼう)

概要

発育や発達につまずきのある子ども、母親を支援する場として幼児健診後にこの事業を紹介。保育士、児童心理士、保健師による集団指導(遊びを中心として)を実施。スタッフとしてマザーズホーム保育士、子育て支援センター保育士も参加し、連携して実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・マザーズホームの保育士、市の保健師・栄養士、若杉保育園の保育士等で連携しこの事業を開催した。25 年度(2 月末現在)5 回実施、参加延べ人数 38 人(3 月に 6 回目を実施予定)。事業参加者のうち必要に応じ、マザーズホームにつなげている。
社会福祉課	・マザーズホーム広報誌「きらきらきつず」を毎月発行し、利用者や他機関等へ周知を図った。

今後の取り組み

- 継続して、関係機関との連携を図りながら実施する。

エ. 離乳食教室

概要

すくすく広場事業の際、なんごう子育て支援センターにて、2 か月に 1 回 30 分程度の集団指導を実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・25 年度は「はじめて離乳食教室」として単独事業で開催。2 月末現在 5 回実施、44 組の参加があった(3 月末に 6 回目実施予定)。離乳食について不安や悩みを解決できるよう、調理形式で実施している。
-------	---

離乳食についての適切な進め方等の知識をもたない母親が増えているため、離乳食の指導は必要だが、個別性が高い。

今後の取り組み

- 個別での指導が必要なケースが多く、実施方法について検討する。

オ. 食育の推進

概 要

保育園、幼稚園等において、市の栄養士を中心とした食育事業を実施。子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を年2回開催している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・25年度は9か所のこども園、幼稚園等で食育教室を実施し、583人が参加。 ・25年度は保育士等を対象とした食育研修会を2回開催し、42人が参加。また、おおひらこども園と日向幼稚園へ出向き巡回食育研修を2回行い、17人が参加、習得した知識を現場で活かしている。
学校教育課	・食育推進に向け、主任研修会で取り上げるなど、研修計画の一つとして検討を行った。

今後の取り組み

- 子どものうちから規則正しい食生活を習慣づけるため、今後も内容等検討しながら、継続して実施する。
- 食育の推進が求められるため、保育士、幼稚園教諭の摂食研修を充実させる。

(3) 思春期保健対策の推進

【現状と課題】

子どものうちから健康について考えたり、健康の大切さを知ることは、生涯にわたり自分の健康を守ることにもつながると考えられます。これは次代の親づくりの視点からも重要であり、思春期の心身の健康づくりについて、乳幼児との交流機会の拡大、地域活動やボランティア活動の充実、学校と家庭との連絡体制など、家庭、学校、地域が連携しながら取組んでいくことが必要です。

学校保健全体計画に基づき、性教育、喫煙・飲酒・薬物の乱用防止など小中学校それぞれの発達段階に応じた健康教育を進めており、子どもたちを取り巻く環境が複雑化することをふまえながら思春期保健対策に取り組んでいくことが必要です。

【基本方針】

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 性教育

概 要

性教育年間計画により、授業の中で性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・学校、保健所と連携し、中学校 7 校、小学校 3 校で思春期事業を実施した。そのうち、中学校 3 校で「赤ちゃんふれあい体験」を共催。小学校では 5・6 年生に対して「大切なあなた大切なわたし」をテーマに助産師が授業を行った。
学校教育課	・全ての学校で、県教育委員会主催の研修会に職員が 1 名参加し、性教育についての知識理解を深めた。また、保健の授業において性教育等の学習を実施した。

10 代の妊娠が増加している。

今後の取組み

- 10 代の妊娠が増えており、学校保健での取組みとともに、保健所等と協力して取組む。

イ. 飲酒・喫煙・薬物乱用防止

概 要

学校保健全体計画等により、学校ごとに実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

健康支援課	・全ての中学校において、外部機関と連携をして薬物乱用防止教室等を実施した。 ・厚生労働省作成の小学校 6 年生保護者用啓発読本を配付し、薬物乱用防止の啓発を図った。
-------	---

今後の取組み

- 学校保健での取組みとともに、地域と協力して取組む。

目標 4. 子どもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

核家族化や少子化が進む中、子育てについて不安や困り事などを抱えている家庭が多く、その内容は多種多様となっています。

アンケート調査では、身近な地域での子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、就学前児童と小学生ともに「配偶者・親族」が多く、小学生の保護者では学校等の保護者の仲間などに相談先が広がっていますが、配偶者以外の相談者をもてるように仲間づくりなどを展開していくことも重要な課題といえます。あわせて、子育てに関する情報を得られるように、市では子育てハンドブックを作成しており、広報紙、市ホームページなどを活用した情報提供に努めるとともに、子育て家庭のニーズ等を把握することも重要です。毎月1日程度、各保育所の園庭を開放し、地域の子どもたちの遊び場の役割を担っています。身近な場所で、いつでも気軽に適切な相談や助言、支援が受けられるように、専門職員による相談窓口の活用促進を図るとともに、各相談窓口や機関の連携を保ちながら、相談体制の充実に努めていく必要があります。

【基本方針】

相談窓口の概要や子育て情報などを、子育てハンドブックや広報紙、市ホームページ等を有効に活用して子育て家庭に提供します。

子育て支援センターや保育所・こども園の園庭開放、子育てサークルでの活動と連携して、相談に適切に対応できるように、各種相談員と関係課・関係機関とのネットワークを強化します。

【主な事業・取組み】

ア. 子育てハンドブック、広報紙等による情報提供

概 要

子育てハンドブックを平成20年度に作成し、配布している。広報紙で適宜情報提供を行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・子育てハンドブックの配布は在庫をもって一旦終了。新たに作成する予定。 ・子育てに関する制度改正や情報を、市の広報紙に掲載。
学校教育課	・子育て支援センターや保育所・幼稚園・こども園などを通じた情報提供は子育て支援課へ移管。

今後の取り組み

- 子育てハンドブックは、制度改正等により、必要な修正・更新を行い、市ホームページへの掲載など有効活用を図る。
- 広報さんむをはじめ、各種広報紙を活用して、子育てに関する情報を提供する。
- 子育て支援センターや保育所・幼稚園・こども園などを通じた情報提供に努める。
- 平成 27 年度の新制度スタートに合わせて「子育てハンドブック」を新たに作成する。

イ. 相談体制の拡充

概 要

スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施。子育て支援課には母子自立支援員、児童家庭相談員を配置しており、相談に対応し、ケース検討や関係機関との連携を図っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

学校教育課	・スクールカウンセラーを中学校 6 校、心の教室相談員を中学校 5 校・小学校 11 校へ配置し、児童生徒及び保護者の相談に当たった。スクールカウンセラーによる相談件数は延べ 1,120 件、相談人数は延べ 1,213 名。心の教室相談員による相談件数は延べ 4,506 件、相談人数は延べ 5,038 名。
生涯学習課	・課内に家庭教育指導員を配し、相談電話（直通）を設けた。2 月末現在で延べ 52 件の子育て相談に対応。
子育て支援課	・家庭児童相談室での相談受付件数は延べ 1,155 件。関係機関との連携を図り、個別支援会議で検討及び支援の方法を協議した。 ・その他、要保護児童対策地域協議会代表者会議 1 回、実務者会議 3 回、定例実務者会議 8 回を開催。

今後の取り組み

- 各種相談員を配置し、相談に適切に対応できるように、関係課・関係機関との連携・ネットワークを強化する。

ウ. 子育て支援センターや子育てサークルでの相談

概要

子育て支援センターで相談を受けたり、子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供が行われている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・新たに南郷子育て支援センターとしらはた子育て支援センターを開設し、集いの場を南郷・しらはた・おおひら子育て支援センターに設置した。集いの場の平成 25 年度利用者数は、19,800 人を見込んでいる。 ・なんごう子育て支援センター・まつお子育て支援センターでは、相談業務のみを行い、5 園での平成 25 年度の相談件数は、200 件を見込んでいる。 ・必要に応じて家庭児童相談員、保健師と連携し、相談業務を行った。
健康支援課	・おおひら・南郷こども園の子育て支援センター保育士と事業前後にカンファレンスを行い、連携しながら、ママの悩みや子育て不安への支援を行っている。

今後の取り組み

- 子育て支援センターや子育てサークルの活動のなかで、相談に応じるとともに、必要に応じて相談員等につながるよう連携を強化する。

エ. 保育所・こども園での園庭開放

概要

幼児、児童の安全の確保に配慮した、遊び場として、保育所・こども園等の園庭を開放する。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・各こども園での園庭開放は、実施日を広報紙に掲載し、月 2 回実施。
--------	--

今後の取り組み

- 各保育所・こども園で月 2 回園庭開放を実施しており、親子がふれあう場、相談や情報提供の場として、今後も引き続き実施する。

(2) 教育・保育サービスの推進（主に子ども子育て支援事業計画）

①保育サービスの充実

【現状と課題】

本市の乳幼児数は減少していますが、保育所の利用ニーズは高まっており、低年齢からの利用ニーズが高まっています。また、共働き世帯が増加しており、市内の保育所では、通常時間の保育に加え、午前 7 時からと午後 7 時までの時間外保育も実施しています。また、前期計画中、後期計画中に市内でこども園化を進めてきました。

今後は、更なる保育サービスの充実、質の向上を図るための取り組みとともに、施設の老朽化等への対応などを含めた保育環境の充実が重要な課題です。

【基本方針】

就学前児童の保育・教育の場として、後期計画期間中に認定こども園を 2 か所増設し、幼保一元化を促進するとともに、保育サービスの充実を図ってきました。

低年齢児の保育ニーズが高まっており、保育所・認定こども園での受け入れ体制を継続して確保するとともに、家庭的保育事業（保育ママ）の導入に取組みます。

また、保育の質を高めるための取り組みに、保育士の研修・情報交換の場づくり、保育の質の向上アクションプランの推進を支援します。

【主な事業・取り組み】

ア. 通常保育事業

概 要

核家族や共働き世帯の増加に伴い、保育園入所希望者が増加傾向にある。出生率は横ばいのものの、保育所入所希望者は、女性の社会進出等の理由により、増加傾向にある。特に乳幼児（0、1、2 歳児）の入所申込みが増えている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・ なるとうこども園での病後児保育事業実施に伴い、なるとうこども園に看護師 1 名を配置。充実した保育を実施するため、臨時保育士の確保に努めた。 ・ なるとうこども園及びしらはたこども園を平成 25 年 4 月に開設。また、子ども・子育て関連三法の平成 27 年 4 月施行に向け準備を進めるとともに、こども園未整備地域の方向性の確立や民間委託（移譲）等について検討している。
学校教育課	・ 認定なるとうこども園、しらはたこども園を開設し、市内に 5 つのこども園を開設し、子育て支援課に移管した。

低年齢児の利用希望が増加しているため、受け入れ体制を整備する必要がある。

今後の取り組み

- 低年齢児の利用希望が高まっており、受け入れ体制について、保育士の確保に努める。
- 施設の老朽化、少子対策として幼稚園、保育所を統廃合し、認定こども園の確保・整備に取り組む。

イ. 家庭的保育事業（保育ママ）

概要

乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業で、現在は未実施。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・ 他市で実施の家庭的保育事業を調査した。
--------	---

低年齢児の保育ニーズが高まっている。保育所・こども園で低年齢児を受け入れているが、年度途中からの入所待機になる場合や、受け入れ体制の確保が課題である。

今後の取り組み

- 保育所・認定こども園での低年齢児の確保と併せ、低年齢児の保育として、家庭的保育事業の導入を図る。

ウ. 延長保育事業

概要

保護者の就労形態の多様化により通常の保育時間を超えて保育する。現在、公立保育所 4 か所で午前 7 時 30 分から午後 6 時まで、また、公立保育所 3 か所と私立保育所 2 か所で午前 7 時～午後 7 時まで延長保育を実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・公立こども園 5 か所と私立保育所 3 か所で午前 7 時から午後 7 時まで延長保育を実施。 ・他市で実施の夜間保育事業等について調査を行った。
--------	--

夜間保育事業等の延長保育を実施するには、保育士の確保等、受入体制を整える必要がある。

今後の取り組み

- 継続して延長保育を実施する。平成 26 年度は 10 か所で実施。
- さらに延長保育を実施する場合（夜間保育事業等）は、保育士を確保する必要がある、保育ニーズの確保に努める。

エ. 休日保育事業

概要

日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする場合、保育園で保育するもので、市内 1 か所で実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・市内 1 か所（私立保育園）で実施。年間延べ利用見込み児童数 230 人。 ・日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っている（市内・外問わず預かりは可能）。
--------	---

今後の取り組み

- 継続して充実保育事業を実施する。平成 26 年度は 1 か所で実施。
- 日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っている。市内・外問わず預かりは可能となっており、適切な利用を促進していく。

オ. 認定こども園の設置

概 要

現在は5か所に設置している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・ なるとうこども園、しらはたこども園の開設に併せ、3歳児短 児部を設置。また、日向幼稚園においても、3歳児保育を実施 した。これにより、3園のこども園と1園の幼稚園で3歳児保 育を実施したこととなる。 ・ なるとうこども園、しらはたこども園を開設し、休所中の豊岡 保育所を除き、全ての保育所をこども園化し、5園のこども園 を開設した。
------------	--

今後の取り組み

- 幼稚園での2・3年教育については認定こども園の設置とあわせて推進する。
- 計画期間に認定こども園を2か所増設する。保育所型・幼保連携型など地域
にあった方策で確保する。

カ. 保育の質の向上のための取組み

概 要

各保育所内で研修、自己評価等を行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・ 専門職員の配置により内部研修を充実させるとともに、各種外 部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図っ た。 ・ 各こども園で自己評価及び施設利用者を対象とした外部評価ア ンケートを実施し、職員間で評価結果についての検討を行った。
------------	---

今後の取り組み

- 保育士の研修、保育所での自己評価などの取組みについて支援する。
- 保育の質の向上のためのアクションプログラムを作成し、各園での保育の質
の向上のための取組みを支援する。

②一時預かり事業等の推進

【現状と課題】

保育所・こども園で一時保育を実施しており、利用者は大幅に増加、また私的理由での利用者も増加傾向といえます。

放課後児童クラブは、小学校低学年児童の放課後過ごす場所として、小学校 1 年生から 3 年生までの児童を対象とした保育事業として、平日は小学校授業終了時から午後 6 時 30 分まで、長期休業中は午前 8 時から午後 6 時 30 分まで実施していますが利用者は増加しており、受け入れ体制の拡充を図ってきました。今後は、利用時間の拡充など運営面で様々な手法を検討するとともに、放課後子ども教室などと調整を図りながら、子どもの居場所づくりに取り組んでいくことが課題です。

また、地域住民の協力を得て、会員組織からなるファミリー・サポート・センター事業が全国的に展開されるようになってきました。急な預かりや、保育所、放課後児童クラブの送迎などでの利用が考えられます。必要性和確保策について検討することが必要です。

【基本方針】

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、一時預かり事業は、長時での一時保育と短時の緊急または預かり保育になります。

【主な事業・取組み】

ア. 一時保育事業

概 要

平日保護者の急な病気や用事などで緊急・一時的に保育が必要となる場合、保育園で保育する。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・なるとう・しらはた・なんごう・まつお・おおひらこども園で実施（年間延べ利用見込み児童数 1,830 人）。
------------	--

今後の取組み

- 市内 5 か所（なるとう・しらはた・なんごう・まつお・おおひらこども園）で継続して実施。
- 新たにこども園を開設した際に、事業の拡大を図る。

イ. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

概 要

主に小学校1年生から3年生までの児童を対象とし、平日は小学校授業終了時から午後6時30分まで、土曜及び長期休業中は午前8時から午後6時30分まで実施。市内13か所で実施。送迎をしている地区もある。

実施状況・課題

【平成25年度】

子育て支援 課	・平成25年4月から成東学童クラブに指定管理者制度を導入し、NPO法人の運営により、通常保育の他、一時保育や時間外保育を実施した。 ・また、松尾学童クラブについて定員を35名から60名に、蓮沼学童クラブについて定員を35名から40名にそれぞれ拡大した。 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査により、小学校就学前の児童のいる世帯と小学1～4年生の児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施。約1,850世帯から学童クラブに関する意見を収集した。
------------	--

今後の取組み

- 利用時間の拡大、高学年児童の受け入れ、障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えており、受け入れるためには体制を整備する必要がある。
- 利用時間の拡大、高学年児童の受け入れ、障がい児等の受け入れなどについて、専門的知識を有する指導員の育成や余裕のある施設の有効活用など多面的に検討し、対応を図る。
- 保護者との連携・協働による取組み、運営方策などについて研究する。

ウ. ファミリー・サポート・センター事業

概 要

乳幼児や小学生等の児童をもつ子育て中の地域の住民を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、現在は未実施。会員組織をつくり、会員同士の仲介を事務局が行う。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・他市で実施のファミリー・サポート・センター事業の調査を行った。
--------	----------------------------------

保育施設への送迎等、謝礼は会員同士で授受する仕組みを検討する必要がある。

今後の取り組み

- 地域住民との連携を図りながら、後期計画期間に 1 か所確保する。

エ. 病児・病後児保育

概 要

病時または病気回復期の子どもを預かる事業で、現在は病後児保育を 1 か所で開始した。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援課	・平成 25 年 4 月からなるとうこども園において病後児保育事業を開始した（年間延利用者数 2 名）。
--------	--

共働き世帯が増加するなか、ニーズは高まっていると考えられ、看護師の配置、実施場所等を検討することが課題である。

今後の取り組み

- 計画期間に 2 か所での実施をめざす。

オ. 放課後子ども教室

概 要

地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など 10 種程の教室を開設し、子どもの居場所づくりを行っている。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・緑海小学校は全校児童を対象に原則毎月第 2 土曜日に実施、実施回数 13 回、参加児童 124 名。日向小は 4 年生以上の児童を対象に原則毎月第 3 木曜日に実施、実施回数 10 回、参加児童 68 名。
------------	--

学校や地域協力者の理解が課題である。

今後の取り組み

- 毎月 1 回のペースで実施中の 2 校は、月 2 回の実施をめざす。
- 新規実施校を開拓する。
- 地域コーディネーターを発掘し育成を図る。

(3) 子育て家庭の経済的支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査や全国調査で、保育料など子育て費用の負担が大きいという意見が多く、子育てにお金がかかることが少子化の進む原因の一つだという意見がみられます。子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが求められており、各種支援策について適切な利用を促進していくことが課題です。

【基本方針】

子ども手当の支給、乳幼児（子ども）医療費の助成、保育料の減免など、子育ての経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等をふまえながら、適切な利用が促進されるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童手当

概要

国の制度に基づき実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給した。
------------	-----------------------------------

今後の取組み

- 国の動向に基づき、中学校修了までの児童を対象に子ども手当を支給する。

イ. 子ども医療費の助成

概要

国・県の制度に基づき実施している。平成 22 年 12 月から小学校 3 年生までに拡充。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

子育て支援 課	・入院については、中学校 3 年生までの子どもが対象となり、通院・調剤は、小学校 3 年生までの子どもが対象。自己負担金は、保険給付分について入院（1 日 0 円か 300 円）、通院（1 回につき 0 円か 300 円）で受診できる。調剤については、自己負担金 0 円で実施した。
------------	---

今後の取組み

- 継続して実施する。（平成 26 年 8 月診療分から通院・調剤分も中学校 3 年生まで対象を拡大しました。）

ウ. 障がい児の養育に関する経済的支援の推進

概要

国の制度に基づき実施している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

社会福祉課	・特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、生活の安定及び福祉の増進を図った。特別児童扶養手当 75 人、障害児福祉手当 27 人。
-------	--

今後の取り組み

- 継続して実施する。

エ. 保育料の減免制度

概 要

国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成している。

実施状況・課題

【平成 25 年度】

社会福祉課	・国の基準に比べ、負担の少ない保育料額を市で設定。また、市独自に第 3 子以降保育料無料制度を引き続き実施した。
-------	--

今後の取り組み

- 継続して実施する。

(4) 仕事と家庭生活の両立支援

【現状と課題】

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取組みを推進しています。

家庭は、家族一人ひとりの精神的な安定と、日々の活力を再生する場となっています。こうした重要な役割を担っている家庭ですが、家庭内の家事や育児、介護の多くを女性が担っているなど、男女共同参画からは遠い状況にあります。また、地域における活動においても、性別役割分担による不平等な慣習や慣行が残っています。

市では、家事や育児、介護を正當に評価し、家族一人ひとりが積極的に関わるという家庭・地域づくりの支援や家事や育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進しています。

【基本方針】

子育て家庭が協力して子育て・教育・家庭生活に取り組む、仕事と生活の両立が図られるように、男女共同参画についての啓発、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めます。

ア. 男女共同参画の推進

概要

職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めている。

実施状況・課題

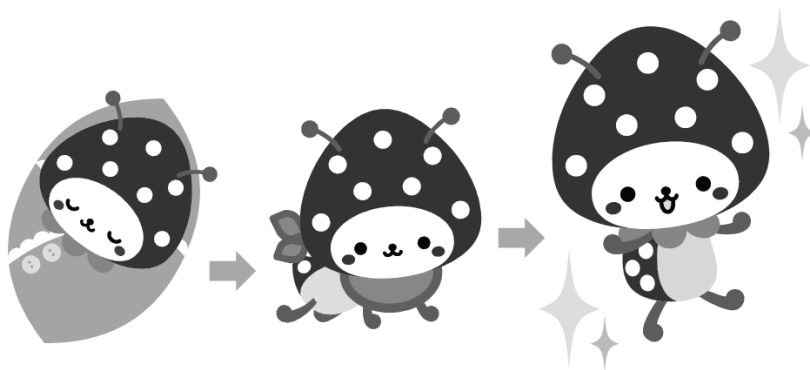
【平成 25 年度】

子育て支援課	・男女共同参画に関する新聞を作成し、啓発を行った（H26. 1. 19 発行「男女共同参画だより」千葉県男女共同参画地域推進員（海匝・山武地域）作成）。
--------	--

男女共同参画の意識・関心等が低いため、意識のかん養が課題。

今後の取り組み

- 他団体との共催や職員研修への講師紹介等、限られた予算の中で有効的な啓発に努める。



第4章 子ども・子育て支援事業の推進

（山武市子ども・子育て支援事業計画）

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市が認可)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援（新規）
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
			19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
			24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

子ども・子育て支援法以外	25. 私立認可保育所（委託費を支弁）
	26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）

「子ども・子育て支援法第 60 条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するため、以下の事項について（仮称）山武市子ども・子育て支援事業計画に定めます。

《必須記載事項》

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策を定める。

《任意記載事項》

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (4) 労働者と職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て法第 61 条第 2 項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

山武市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を 1 区域と設定します。

3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成 24 年度と平成 25 年度（各年度 4 月 1 日現在）の 1 歳年齢ごと男女別人口（市の登録人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

就学前児童は、平成 26 年に 2,000 人を下回り、1,907 人となっています。特に低年齢層は減少傾向がみられます。計画期間においても減少傾向が見込まれ、平成 31 年には 1,546 人になると推計されます。

《就学前児童数の動き》

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0 歳	298	266	285	263	249	241	231	222
1 歳	333	317	270	292	280	265	257	247
2 歳	345	331	314	281	290	278	263	255
3 歳	360	347	339	317	283	292	280	265
4 歳	416	355	345	328	312	278	287	275
5 歳	376	410	354	337	323	307	273	282
計	2,128	2,026	1,907	1,818	1,737	1,661	1,591	1,546

(2) 子育て家庭の類型（調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。

現在と潜在を比べると、タイプB・Cの割合が高まっており、就労意向はやや高まっています。

ニーズ量の推計は、潜在的家族類型別の教育・保育の希望率をニーズ調査から把握し、その利用希望率を推計児童数に乗じて算出する方法が国から示されており、この手法を基に算出し、地域の状況や利用実績を踏まえ調整して算定します。

《0～5歳の家族類型別割合》

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	68	10.7%	68	10.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	196	30.9%	211	33.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	124	19.5%	151	23.8%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	26	4.0%	30	4.7%
タイプD	専業主婦(夫)	219	34.5%	172	27.1%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1	0.2%	2	0.3%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全 体		635	100.0%	635	100.0%

4 教育・保育給付

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園（認定こども園短児）

◇現状◇

公立幼稚園2園、公立こども園5園（短児）で、定員715人を確保しています。平成26年の通園時数は403人で入園率は56.4%となっています。こども園では預かり保育を実施しています。また、市外の幼稚園通園者が平成26年は28人います。

《幼稚園の利用状況》

施 設 名		園児数 (上段：平成 25 年 5 月 1 日現在) (下段：平成 26 年 5 月 1 日現在)					定員	預 かり 保 育
		満 3 歳 児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計		
市	なるとうこども園		29	32	41	102	120	有
			30	38	32	100		
市	なんごうこども園			13	21	34	65	有
				10	10	20		
市	しらはたこども園		26	20	27	73	90	有
			32	26	22	80		
市	まつおこども園			10	12	22	40	有
				10	14	24		
市	おおひらこども園		10	10	7	27	30	有
			11	11	11	33	40	
市	日向幼稚園		27	25	18	70	240	無
			34	33	25	92		
市	むつみのおか幼稚園			32	34	66	120	無
				22	32	54		
合 計			92	142	160	394	705	
			107	150	146	403	715	

《市外幼稚園の通園状況》

広域保育入所	児 童 数 (上段：平成25年5月1日現在) (下段：平成26年5月1日現在)			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
他市町村への幼稚園通園者	11	11	19	41
	8	10	10	28

◇見込み量(人)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	231	143	216	133	206	127	197	122	193	119
合 計	374		349		333		319		312	
供給見込み	715		715		715		715		715	

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

就学前児童の教育・保育サービスの推進にあたっては、これまで取り組んできたこども園化をさらに進めます。

公立幼稚園の状況、利用状況と、こども園（短児）の共働き世帯等の利用動向を踏まえ、利用者数の見込みを検討します。

教育内容の向上を図るための取り組みを行います。

② 保育所（認定こども園長児）

◇現状◇

5園のこども園と民間保育所2園が主に利用されています。平成26年通所児童数は725人で、定員に対する入所率は89.5%となっています。また、市外の保育所利用者が26人で、保育所利用者は全体で751人となっており、低年齢児では年度途中からの入所希望などもみられます。

過去3年間の低年齢児の入所率は0歳7.4%で平均21人、1・2歳児は34.9%で222人となっています。見込みについてはニーズ調査の利用希望率と現状を比べて算出しています。

《保育所の利用状況》

施 設 名	（上段：平成 25 年 5 月 1 日現在） （下段：平成 26 年 5 月 1 日現在）							定員
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
なるとうこども園(市)	2	13	20	25	20	33	113	120
	3	18	21	29	27	24	122	
なんごうこども園(市)	1	8	20	15	22	26	92	90
	2	7	11	21	14	23	78	
しらはたこども園(市)	1	16	18	21	19	32	107	120
	1	11	20	24	27	17	100	
まつおこども園(市)	2	14	17	25	34	35	127	110
	0	16	20	25	22	28	111	
おおひらこども園(市)	1	5	15	13	16	20	70	100
	1	8	9	18	15	13	64	
日向保育園(私)	2	9	18	15	29	27	100	90
	2	6	12	20	16	28	84	
若杉保育園(私)	6	11	17	21	23	24	102	90
	5	11	15	18	24	24	97	
蓮沼保育園(私)	2	9	8	24	18	25	86	90
	6	3	11	13	22	18	73	
合 計	17	218		562			797	810
	20	198		507			725	

《市外施設の利用状況》

広域保育入所	（上段：平成 25 年 5 月 1 日現在） （下段：平成 26 年 5 月 1 日現在）						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
他市町村への保育所入所（委託件数）	2	6	5	5	5	3	26
	1	5	6	5	4	5	26

資料：子育て支援課

◇見込み量(人)◇

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	68	237	551	64	236	515	62	225	492	60	229	472	57	208	462
合計	856			815			779			761			727		
供給見込み	1,339			1,339			1,339			1,339			1,339		

※こども園は年齢毎に面積に対する供給可能人数。
供給量等の数値は今後調整する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

保育ニーズに対応できる保育体制の確保を図るため、これまで取り組んできたこども園化を継続して進めます。

0歳の保育ニーズの高まりに対応するため、現在の施設では、施設内の有効活用を図り、クラス編成の変更などにより、0歳及び1・2歳保育の提供体制の拡充を図ります。

利用者ニーズに対応した保育サービスを提供するため、保育士を確保して保育体制の確保を図ります。

低年齢児保育の量的確保に向けては、市内の無認可保育施設に、小規模保育参入の意向・可能性を協議し、確保に努めます。

保育サービスの提供体制の確保とともに、質の向上を図るための方策として、職員研修、人事交流、調整会議などを継続して推進します。

また、民間保育園では、平成27年度は現行どおりでその後の移行予定を検討しており、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向との関係、市外利用者の見込み量などを踏まえた検討と市内事業者への情報提供や連絡の場の確保が必要です。

(2) 地域型保育給付

平成26年度の市内にある認可外保育施設は以下の通りです。

≪利用状況≫

認可外保育施設	登録者数（H26）
さんむ医療センター	8人
松尾ゴルフ倶楽部	8人
五反田こどもの家	1人

① 小規模保育事業

◇現状◇

認可外保育施設等が子ども子育て支援制度では、「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。市内の認可外保育施設は平成26年現在1ヶ所で、1日平均3人程度の利用となっています。

≪利用状況≫

認可外保育施設	利用者数（H26）
五反田こどもの家	1日平均3人

注)一時利用を含めている

② 家庭的保育事業

◇現状◇

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③ 居宅訪問型保育事業

◇現状◇

ベビー・シッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

④ 事業所内保育事業

◇現状◇

子ども子育て新制度では、これまでも事業所内保育施設が地域型保育施設に位置づけられます。市内では、さんむ医療センター、ヤクルト、松尾ゴルフ倶楽部（土日のみ）の各事業所には事業所内保育施設があります。

保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

現在の利用状況を把握しつつ、3号の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などを踏まえた検討が必要です。

0～2歳の保育サービスの量的充実を図るため、認可外保育施設及び事業所内保育施設については、子ども子育て支援制度への参入移行について把握し、情報提供などに努めます。あわせて、今後は勤務者以外の利用定員についても検討し、受け入れ体制の確保を図ります。

5. 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援（新規）

◇現状◇

新制度に伴い、新たに導入される事業であり、現在の子育て支援課や子育て支援センターでの相談、対応などを包括的に対応体制の確保が求められます。現在、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを5ヶ所に開設し、親子同士の交流や子育て相談などを行っています。

《対象及び見込み（実施か所数）》

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1	1	1	1	1

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

また、地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するためには市役所窓口で、当該事業として対応できるか検討する必要があります。迅速で適切な保育情報等を集約し、適切に発信します。

② 時間外（延長）保育事業

◇現状◇

市内の全保育施設で、早朝と夕方の延長保育を実施しています。定期的な利用と緊急時等の一時的な利用者を含め、平成 26 年は 406 人が利用しています。

《延長保育の概要》

実施保育所	実施日	時間（早朝）	時間（延長）
こども園5園で実施	月～金曜日	7 時 00 分～8 時 00 分	16 時 00 分～19 時 00 分
	土曜日	7 時 00 分～8 時 00 分	12 時 00 分～17 時 00 分
民間保育園3園で実施	月～金曜日	7 時 00 分～8 時 00 分	日向・若杉 16 時 00 分～19 時 00 分 蓮沼 18 時 00 分～19 時 00 分
	土曜日	7 時 00 分～8 時 00 分	日向・若杉 12 時 00 分～19 時 00 分 蓮沼 12 時 00 分～16 時 00 分

	平成24年度	平成25年度
利用状況	実289人	実406人

注) 早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

◇見込み(利用実人数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み	172	164	157	150	146
供給量	172	164	157	150	146

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

見込み方はアンケートで18時以降の保育希望だけを聞いており、潜在的な利用を含めているとともに、現在実施している朝の延長などが想定されていない点にも留意することが必要です。

現在の体制で供給できる見込みですが、保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等からも検討し、受け入れ体制を確保していきます。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に擁する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成する新規事業です。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

内容的な検討を含め、実施を含めた検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

内容的な検討を含め、実施を含めた検討を行います。

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇現状◇

主に小学校低学年の児童で、放課後保護者が保育できない児童を預かる事業で、山武市では各小学校区に設置し、学童クラブとして利用されており、一部高学年も受け入れています。学童クラブ利用者は増加傾向で、平成26年は403人が利用しており、定員に対する利用率は80.6%となっています。また、夏休みなど長期休暇中は利用者が増加します。

《学童クラブの利用状況》

名 称	開設場所	定員（人）
成東学童クラブ	専用施設	55
大富学童クラブ	大富小学校内	30
南郷学童クラブ	南郷小学校内	35
鳴浜学童クラブ	鳴浜小学校内	35
緑海学童クラブ	緑海小学校内	35
日向学童クラブ	日向小学校内	35
山武西学童クラブ	山武西小学校内	35
山武北学童クラブ	山武北小学校内	35
睦岡学童クラブ	専用施設	40
蓮沼学童クラブ	蓮沼小学校内	40
松尾学童クラブ	松尾小学校内	60
大平学童クラブ	専用施設	35
豊岡学童クラブ	豊岡小学校内	30
合 計 13か所		500

利用児童数 (5月1日現在)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1年生	104	137	131
2年生	114	108	138
3年生	100	104	87
4年生	24	24	35
5年生	5	12	10
6年生	0	2	2
合 計	347	387	403

◇見込み(実人数)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 5歳児	475	202	460	194	424	197	406	198	380	192
合 計	677		654		621		604		572	
供給量										
合 計	510		510		510		510		510	

※5歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出
※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

現在はおおむね3年生までを対象に実施し、一部高学年の利用を受け入れており、1・2年生の利用が主になっています。

平成27年度からは市内の小学校に通う全ての児童を対象に実施しますが、受入体制の整備が一つの課題となっています。

年度中に利用人数に変動があることや、登録していて利用しない、長期休暇中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制については様々な角度から、現状と利用希望を踏まえて確保します。

市内の認可外保育施設でも小学生の預かりを一部実施しており、受け入れ体制についても協議・調整に努めます。

また、生涯学習課で放課後子ども教室を実施しており、学童クラブとの連携などを検討します。

⑥ 子育て短期支援事業

◇現状◇

現在は未実施ですが、緊急時の対応の必要性などを踏まえて実施について検討する必要があります。

◇見込み(人/日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	検討	検討	検討	検討	検討

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

緊急時の対応なども含め、実施方法等を検討する必要があります。

さんむ医療センターでは週に2日夜間保育(24時間保育)を行っており、短期支援事業として実施が可能かどうかも含め、実施に向けて検討します。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

◇現状◇

乳児の発育状況と母親の健康状態を把握し、育児等の相談・指導を行うもので、保健師等が乳児の家庭に訪問しており、平成25年度は275人に訪問しています。

《実施状況・課題》

実施状況・課題	平成24年度	平成25年度
対 象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	229人	275人

◇見込み(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

注)0歳児数※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

母子保健事業から移行されるため、健康支援課と連携して実施します。

⑧ 養育支援訪問事業

◇現状◇

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に、家庭児童相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。(24・25年度の実訪問家庭数を調査中)

◇見込み(対象家庭数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量					
供給量	検討	検討	検討	検討	検討

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

現在は要保護児童対策として、保健師や家庭児童相談員等による訪問、指導を行うなど、庁内で連携・調整をしており、当該事業としては実施していません。育児放棄等で養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、ヘルパー派遣や相談員訪問など、実施方策を検討します。

⑨ 地域子育て支援拠点事業

◇現状◇

こども園の設置にあわせて、子育て支援センターを併設しており、現在は市内6ヶ所で主に就園前の子どもと保護者に相談や講座等を実施しています。この他に日向保育園と蓮沼保育園では園庭開放（市単独事業として補助金支給）を行っており、認可外保育施設で独自で未就園の親子が通って遊びや相談の場を提供しています。

《地域子育て支援拠点事業の概要(平成25年度現在)》

施設名	運営者	事業内容	開設時間
なるとうこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	平日 9時～17時 土曜日 9時～12時
しらはたこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
おおひらこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
なんごうこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
まつおこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
すぎっこクラブ[若杉保育園]	私	相談、情報提供、講座等	平日のみ 9時～17時

(年間延べ人)	平成24年度	平成25年度
こども園子育て支援センター (市立5園)	延11,524人(281日開設)	延11,600人(291日開設)
すぎっこクラブ[若杉保育園] (私立1園)	延5,571人(188日開設)	延3,459人(181日開設)
合 計	延17,095人	延15,059人

◇見込み(1か月あたり利用延人回)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439
供給量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

こども園化を進めるなかで、今後もこども園の確保にあたっては、地域子育て支援センターを併設して確保します。

見込み量については、現在の利用状況を踏まえて検討しますが、利用者数の増加にはおおむね対応できる体制となっています。育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など、参加しやすい方策、参加を促進するための方策を検討します。

⑩ 一時預かり事業

◇現状◇

こども園では主に就園前の子どもの預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しており、平成 25 年度は延 3,201 人と平成 24 年度より増加しています。

≪実施状況≫

施 設 名	平成 24 年度	平成 25 年度
こども園での一時保育	延 2,040 人	延 3,201 人

※平成 24 年度は4園で実施、25 年度は5園で実施

◇見込み(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484
供給量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

今後は一時保育事業、幼稚園やこども園短児の預かり保育等を含めて預かり保育事業なるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら、提供していきます。

⑪ 病児・病後児保育事業

◇現状◇

現在は、市内の教育・保育施設の利用者、または管外の教育・保育施設利用者で保護者が市内勤務者で、子どもが病気なった方を対象に、病後児保育をなるとうこども園 1 園で実施しており、看護師 1 名を配置し、受け入れの定員は 2 人となっています。

平成 25 年度の利用者は実 2 人で延 2 日、平成 26 年度は 7 月 4 日現在実 3 人延 32 日で、平成 26 年度の登録者数は 7 月現在 13 人で、骨折などによる利用がみられます。

◇見込み(年間人日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,612	1,540	1,473	1,411	1,371
供給量	624	624	検討	検討	検討

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

利用実績に比べ、見込み量は多く算出されており、利用実績から考えられる量は供給できるものと考えられます。

今後は、低年齢児から保育サービスを利用する人が増加すると病児・病後児の利用ニーズも高くなることが見込まれるとともに、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられるため、病児保育の実施を視野にいれ、提供体制の充実等を検討するとともに、継続して事業の周知を図ります。具体的にはさんむ医療センターでの病児保育の実施について検討・協議し、実施体制の確保・拡充します。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◇現状◇

ファミリー・サポート・センター事業は現在未実施となっています。

◇見込み(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	49	47	44	42	39
高学年	42	41	41	41	40
合 計	91	88	85	83	79
供給量	検討	検討	85	83	79

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出
※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

ファミリー・サポート・センター事業は、一般に就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用が少なく、一部放課後児童クラブからの送迎などの利用が考えられます。小学生の放課後の過ごし方として、放課後子ども教室との連携で居場所の拡大を図ることなどとあわせて、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討します。就学前児童の世帯の利用意向などを踏まえながら、ファミリー・サポート・センター事業の実施に向け、モデル地区での試行などを検討し、設置に向けて取り組んでいきます。

⑬ 妊婦健康診査事業

◇現状◇

母子健康手帳交付時に、受診券を配布しており、平成25年度は実307人に交付しました。

《実施状況》

実施状況	平成24年度	平成25年度
対 象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	実299人	実307人

◇見込み(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

注) 0歳児数

◇計画期間の確保方策(検討中)◇

母子保健事業から移行されるため、健康支援課と連携して実施し、妊産婦期の母子の健康を支援します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

山武市としては、これまで進めてきたこども園化をさらに進める方針であり、民間保育施設との連携、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。

① 認定こども園の普及に係る基本的考え方

継続して、就学前児童の教育・保育の場として、こども園化を推進し、普及を図ります。

② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

③ 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

④ 認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進については、これまでも双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一環した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を図っていきます。

7 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでいるものが含まれており、第3章部分など計画に具体的に盛り込んでいきます。

① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等が考えられます。

③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などが考えられます。

第5章 計画の推進

1 関係機関等との連携

（計画の推進における庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について、今後、整理・検討する。）

2 計画の達成状況の点検・評価

（個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて、今後、整理・検討する。総合計画の点検・評価と連携して行う。）

3 家庭・地域・事業者・市の役割

（家庭・地域・事業者・市の役割について、図などを用いて視覚的にもわかりやすく説明する。）

